

評価書様式

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第5期）
	中期目標期間	令和5～令和9年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 安達 佳弘
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官 山田 勝土
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項 令和8年8月4日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	全体として概ね中期計画における初期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和5年度	6年度	7年度	8年度
		B	B	B	
評価に至った理由	所期の目標を概ね達成しており、特に全体として評価を引き下げる事象も認められないため、B評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各重点化対象項目については、指標を概ね達成しており、原因及び対策に関しても検討していると認められる。 特に重大な業務運営上の問題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(有識者からの意見) ・一般の中小企業退職金共済事業の「確実な退職金の支給に向けた取組」に関する目標について、簡素化や電子化して普及する等現在の取組の促進や新しい対策をとっていただければと思う。 ・システム再構築について、サイバーセキュリティ、情報セキュリティ、個人情報に関わるので専門の方々と議論して信頼度の高いシステム構築をしていただきたい。また、一般業務のDX推進に関して世の中の動きに追随できるようにしていただきたい。

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
Ⅰ 退職金共済事業 1 資産の運用 （1）制度の特徴及び運用の目的 （2）資産運用の目標 （3）運用の目標達成に向けた取組 （4）スチュワードシップ責任に係る取組 （5）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	A ○重	B ○重	B ○重			1－1	P 4	
2 一般の中小企業退職金事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）中退共システム再構築 （4）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重 ○重	B ○重 ○重	B ○重 ○重			1－2	P18	
3 建設業退職金共済事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重 ○重	B ○重 ○重	B ○重 ○重			1－3	P40	
4 清酒製造業退職金共済事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重	B ○重	B ○重			1－4	P63	
5 林業退職金共済事業 （1）累積欠損金の処理 （2）加入促進対策の効果的実施 （3）サービスの向上 （4）確実な退職金の支給に向けた取組	A ○重 ○重	B ○重 ○重	B ○重 ○重			1－5	P74	
Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	B	B	B			1－6	P88	
Ⅲ 雇用促進融資事業	B	B	B			1－7	P94	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考	
	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度				
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B			2－1	P96		
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等									
2 業務運営の効率化に伴う経費削減									
3 給与水準の適正化									
4 業務の電子化に関する取組	○重	○重	○重						
5 契約の適正化の推進									
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
第 3 財務内容の改善に関する事項	A	B	B			3－1	P110		
Ⅳ．その他の事項									
第 4 その他業務運営に関する重要事項	B ○重	B ○重	B ○重			4－1	P113		
1 ガバナンスの徹底 （1）内部統制の徹底 （2）情報セキュリティ対策の推進等 （3）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組									
2 人事に関する事項									
第 5 予算、収支計画及び資金計画 第 6 短期借入金の限度額 第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第 8 剰余金の使途 第 9 積立金の処分に関する事項	B	B	B					5－1	P127

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	I 退職金共済事業 1 資産の運用		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 （２）資産運用の目標 （３）運用の目標達成に向けた取組 （４）スチュワードシップ責任に係る取組 （５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 【指標】 資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。 また、資産運用委員会に年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、 ①ブルーデント・エキスパート・ルール（注意義務）に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること ②スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
資産運用委員会 が作成する資産 運用に関する評 価報告書におい て、運用実績を 踏まえ、年間を 通じて上記 （３）（４）の対 応が適切に実施 されたとの評価 を受ける	同左	資産運用委員 会が作成する 資産運用に関 する評価報告 書において、 上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。	資産運用委員 会が作成する 資産運用に関 する評価報告 書において、 上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。	資 産 運 用 委 員会が作成す る資産運用に 関する評価報 告 書 に お い て、上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。				予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	< 評価と根拠 > 評価：B 令和7年度は、基本ポートフォリオの有効性及び変更要否の検証を行い、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を控える建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。 アクティブ運用については、スタイル分散やポートフォリオ特性の状況を分析した上で、令和6年度から引き続き、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行い、適時のタイミングで評価・選定を行うことができるマネジャー・エントリー制度の導入も実現した。また、運用資産の多様化に向けて、オルタナティブ投資の検討を開始した。 サステナビリティを重視した運用の観点では、活発なスチュワードシップ活動を行いつつ、日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の受入れ、令和6年度に続く「責任投資活動報告書」の公表を行った。加えて、「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。 これらの活動は、資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に即し、運用の目標を踏まえて適切に実施されて	評価	B
							自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

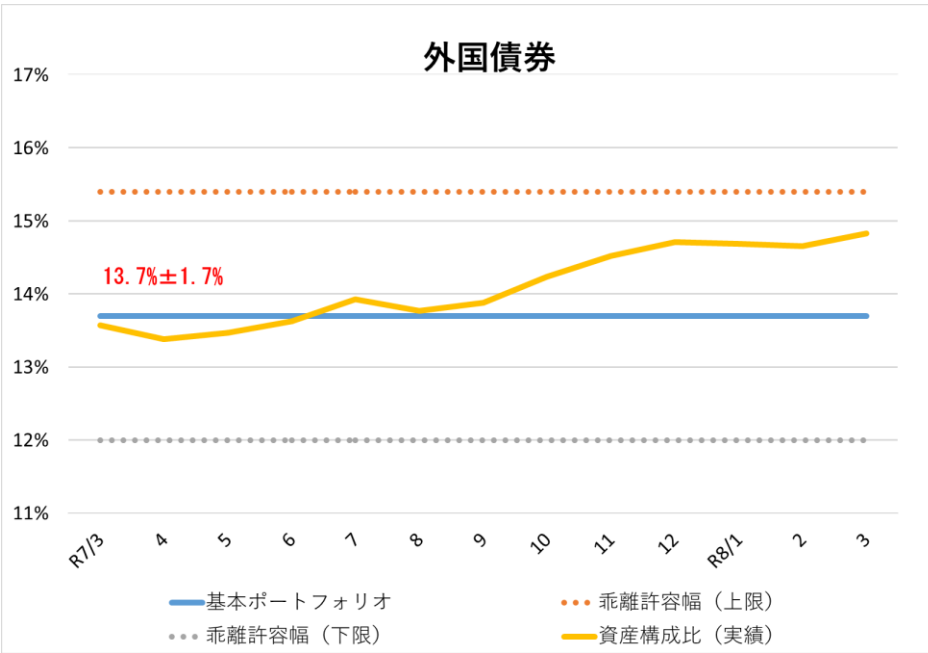
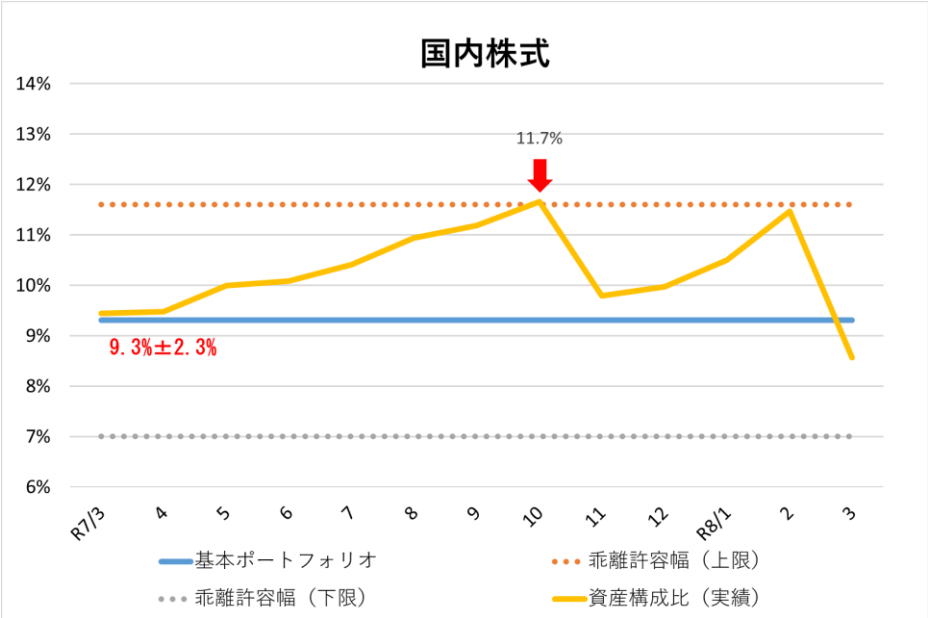
	I 退職金共済事業 1 資産の運用 【重要度 高】 【困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 機構資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこと。	I 退職金共済事業 1 資産の運用 【重要度 高】 【困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将	I 退職金共済事業 1 資産の運用 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将	＜その他の指標＞ ・資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて左記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。	I 退職金共済事業 1 資産の運用 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこととなっている。 上記に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すべく、資産運用の基本方針に定める「基本ポートフォリオ」の運用を適切に行った。	いるものと評価された。 以上を踏まえ、所期の目標を達成していると考えられ、Ｂ評価とする。 ・資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて運用の目標達成に向けた取組及びスチュワードシップ責任に係る取組の対応が適切に実施されたとの評価を受けた。	
--	--	---	---	--	---	--	--

	(2) 資産運用の目標 機構資産の運用は、上記(1)に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目指す。 ただし、清酒製造業退職金共済事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては、累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。	来にわたり確実に給付することを目的として行う。 (2) 資産運用の目標 機構資産の運用は、上記(1)に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。 ただし、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては、累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定する。	来にわたり確実に給付することを目的として行う。 (2) 資産運用の目標 機構資産の運用は、上記(1)に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。 ただし、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては、累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定する。	(2) 資産運用の目標 機構資産の運用は、上記(1)に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することとなっている。 令和7年度の運用利回り（手数料控除後）は（参考1）のとおりである。一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）1.64%、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）1.29%、建退共（特別）1.24%、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）0.95%、清退共（特別）0.06%、林業退職金共済（以下「林退共」という。）1.36%と、中退共と建退共、林退共においては必要な利回りを上回る結果となった。 令和7年度末における利益剰余金と想定損失額の比較は（参考5）のとおりである。中退共と建退共については、向こう5年間に想定し得る最悪の状況で発生する損失額（以下「想定損失額」という。）を上回る利益剰余金を維持しており、財務基盤に特段の不安はない状況である。清退共は、利益剰余金が責任準備金（10.4億円）の2倍、清退共（特別）については、利益剰余金が責任準備金（0.6億円）の3倍以上の水準に達しており、財務基盤に不安はない。林退共は、累積欠損金を解消し、2020（令和2）年11月に策定した累積欠損金解消計画（以下「解消計画」という。）を上回るが、想定損失額を確保する水準には至っていない。 また、（参考2）にあるように、令和3年度から令和7年度の5年間の通期でみた場合、林退共を除き、運用利回りは必要な利回りを下回っている。 (参考1) 令和7年度実績 (単位：%) <table><tr><th></th><th>中退共</th><th>建退共</th><th>建退共 (特別)</th><th>清退共</th><th>清退共 (特別)</th><th>林退共</th></tr><tr><td>予定運用利回り</td><td>1.00</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>2.30</td><td>2.30</td><td>0.10</td></tr><tr><td>必要な利回り (a)</td><td>1.10</td><td>1.03</td><td>1.51</td><td>2.24</td><td>0.48</td><td>0.73</td></tr><tr><td>運用利回り (b)</td><td>1.64</td><td>1.29</td><td>1.24</td><td>0.95</td><td>0.06</td><td>1.36</td></tr><tr><td>(b)－(a)</td><td>0.54</td><td>0.26</td><td>△0.27</td><td>△1.29</td><td>△0.42</td><td>0.63</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 (参考2) 5年平均（令和3年度～令和7年度） (単位：%) <table><tr><th></th><th>中退共</th><th>建退共</th><th>建退共 (特別)</th><th>清退共</th><th>清退共 (特別)</th><th>林退共</th></tr><tr><td>予定運用利回り</td><td>1.00</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>2.30</td><td>2.30</td><td>0.10</td></tr><tr><td>必要な利回り (a)</td><td>1.10</td><td>1.17</td><td>1.51</td><td>2.06</td><td>0.52</td><td>0.80</td></tr><tr><td>運用利回り (b)</td><td>1.08</td><td>0.99</td><td>0.88</td><td>0.62</td><td>0.02</td><td>0.91</td></tr><tr><td>(b)－(a)</td><td>△0.02</td><td>△0.18</td><td>△0.63</td><td>△1.44</td><td>△0.50</td><td>0.11</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。		中退共	建退共	建退共 (特別)	清退共	清退共 (特別)	林退共	予定運用利回り	1.00	1.30	1.30	2.30	2.30	0.10	必要な利回り (a)	1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73	運用利回り (b)	1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36	(b)－(a)	0.54	0.26	△0.27	△1.29	△0.42	0.63		中退共	建退共	建退共 (特別)	清退共	清退共 (特別)	林退共	予定運用利回り	1.00	1.30	1.30	2.30	2.30	0.10	必要な利回り (a)	1.10	1.17	1.51	2.06	0.52	0.80	運用利回り (b)	1.08	0.99	0.88	0.62	0.02	0.91	(b)－(a)	△0.02	△0.18	△0.63	△1.44	△0.50	0.11		
	中退共	建退共	建退共 (特別)	清退共	清退共 (特別)	林退共																																																																						
予定運用利回り	1.00	1.30	1.30	2.30	2.30	0.10																																																																						
必要な利回り (a)	1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73																																																																						
運用利回り (b)	1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36																																																																						
(b)－(a)	0.54	0.26	△0.27	△1.29	△0.42	0.63																																																																						
	中退共	建退共	建退共 (特別)	清退共	清退共 (特別)	林退共																																																																						
予定運用利回り	1.00	1.30	1.30	2.30	2.30	0.10																																																																						
必要な利回り (a)	1.10	1.17	1.51	2.06	0.52	0.80																																																																						
運用利回り (b)	1.08	0.99	0.88	0.62	0.02	0.91																																																																						
(b)－(a)	△0.02	△0.18	△0.63	△1.44	△0.50	0.11																																																																						

（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行うこと。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行う。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施する。 令和7年度は、前回マネジャー・ストラクチャー見直しから6年経過し、前回見直し時のスタイル分散・	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行う。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。	＜評価の視点＞ ・基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、必要な対応を検討し、実施しているか。 ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行うこととなっている。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。 取組の具体的なプロセスとして、基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、以下の検討と対応を行った。 （参考3）運用実績（期待収益率との比較） <table><tr><th colspan="7">（単位：％）</th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">中退共事業 給付経理</th><th colspan="2">建退共事業</th><th colspan="2">清退共事業</th><th rowspan="2">林退共事業 給付経理</th></tr><tr><th>給付経理</th><th>特別給付経理</th><th>給付経理</th><th>特別給付経理</th></tr><tr><td>予定運用利回り（年間）</td><td>1.0</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>2.3</td><td>2.3</td><td>0.1</td></tr><tr><td>必要な利回り（推計値、年間）</td><td>1.10</td><td>1.03</td><td>1.51</td><td>2.24</td><td>0.48</td><td>0.73</td></tr><tr><td>期待収益率（A）</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.96</td><td>0.69</td><td>0.00</td><td>1.07</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.50</td><td>0.51</td><td>0.37</td><td>0.25</td><td>0.00</td><td>0.32</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>－</td><td>2.23</td></tr><tr><td>収益率実績（B）</td><td>1.64</td><td>1.29</td><td>1.24</td><td>0.95</td><td>0.06</td><td>1.36</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.72</td><td>0.52</td><td>0.34</td><td>0.25</td><td>0.06</td><td>0.29</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>2.84</td><td>2.84</td><td>2.84</td><td>2.84</td><td>－</td><td>2.84</td></tr><tr><td>実績－期待（B-A）</td><td>0.39</td><td>0.24</td><td>0.28</td><td>0.26</td><td>0.06</td><td>0.29</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.22</td><td>0.01</td><td>△0.03</td><td>0.00</td><td>0.06</td><td>△ 0.03</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>0.61</td><td>0.61</td><td>0.61</td><td>0.61</td><td>－</td><td>0.61</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 ※本表においては、自家運用（簿価）は、国内債券（簿価）のほか、生命保険（一般勘定）、有価証券信託及び預金を含む。委託運用（時価）は、包括信託のみである。 期待リターンと運用実績との差異は、おおむね委託運用によるものである。自家運用については、国内金利の上昇に伴い購入する債券の利回りが上昇し残存期間の長い債券を多く購入した中退共資産においては、期待リターンを0.22%上回る実績となった。また、委託運用については、市場収益要因が△0.59%とマイナス寄与した一方で、超過収益要因が1.28%と大きくプラス寄与したことから、期待リターンを0.61%上回る実績となった。 委託運用の要因分析は以下のとおり。 （参考4）令和7年度の委託運用（包括信託）における超過収益率の要因分析 <table><tr><th colspan="2">（単位：％）</th></tr><tr><td>期待収益率（A）</td><td>2.23</td></tr><tr><td>収益率実績（B）</td><td>2.84</td></tr><tr><td>複合ベンチマーク騰落率（C）</td><td>1.64</td></tr><tr><td>実績－期待（B）－（A）</td><td>0.61</td></tr><tr><td>市場収益要因（C）－（A）</td><td>△0.59</td></tr><tr><td>超過収益要因（B）－（C）－（D）</td><td>1.28</td></tr><tr><td>資産配分効果</td><td>0.67</td></tr></table>	（単位：％）								中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	予定運用利回り（年間）	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1	必要な利回り（推計値、年間）	1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73	期待収益率（A）	1.25	1.05	0.96	0.69	0.00	1.07	うち自家運用（簿価）	0.50	0.51	0.37	0.25	0.00	0.32	うち委託運用（時価）	2.23	2.23	2.23	2.23	－	2.23	収益率実績（B）	1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36	うち自家運用（簿価）	0.72	0.52	0.34	0.25	0.06	0.29	うち委託運用（時価）	2.84	2.84	2.84	2.84	－	2.84	実績－期待（B-A）	0.39	0.24	0.28	0.26	0.06	0.29	うち自家運用（簿価）	0.22	0.01	△0.03	0.00	0.06	△ 0.03	うち委託運用（時価）	0.61	0.61	0.61	0.61	－	0.61	（単位：％）		期待収益率（A）	2.23	収益率実績（B）	2.84	複合ベンチマーク騰落率（C）	1.64	実績－期待（B）－（A）	0.61	市場収益要因（C）－（A）	△0.59	超過収益要因（B）－（C）－（D）	1.28	資産配分効果	0.67	＜評価の視点に対する措置＞ ・委託運用の収益上振れを要因分解すると、市場収益要因がマイナス寄与した一方、超過収益要因はプラス寄与しており、収益上振れは超過収益要因によるものである。超過収益要因の内訳では、資産配分効果と個別資産効果のプラス寄与が同程度となった。 機構は基本ポートフォリオの有効性及び変更要否の検証を行い、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を予定する建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。 アクティブ運用については、スタイル分散やポートフォリオ特性の状況を分析した上で、令和6年度から引き続いて、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行い、令和7年度は、国内株式のマネジャーの選定を行った。また、適時のタイミングで評価・選定を行うことができるマネジャー・エントリー制度の導入も実現した。 機構は運用実績と期待収益率との差異の原因を分析、確認し、その原因を踏まえて必要な対応を検討、実施しているものと資産運用委員会から評価を受けた。 ・運用受託機関による運用状況を適時適切に把握している。具体的
（単位：％）																																																																																																																				
	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理																																																																																																														
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理																																																																																																															
予定運用利回り（年間）	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1																																																																																																														
必要な利回り（推計値、年間）	1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73																																																																																																														
期待収益率（A）	1.25	1.05	0.96	0.69	0.00	1.07																																																																																																														
うち自家運用（簿価）	0.50	0.51	0.37	0.25	0.00	0.32																																																																																																														
うち委託運用（時価）	2.23	2.23	2.23	2.23	－	2.23																																																																																																														
収益率実績（B）	1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36																																																																																																														
うち自家運用（簿価）	0.72	0.52	0.34	0.25	0.06	0.29																																																																																																														
うち委託運用（時価）	2.84	2.84	2.84	2.84	－	2.84																																																																																																														
実績－期待（B-A）	0.39	0.24	0.28	0.26	0.06	0.29																																																																																																														
うち自家運用（簿価）	0.22	0.01	△0.03	0.00	0.06	△ 0.03																																																																																																														
うち委託運用（時価）	0.61	0.61	0.61	0.61	－	0.61																																																																																																														
（単位：％）																																																																																																																				
期待収益率（A）	2.23																																																																																																																			
収益率実績（B）	2.84																																																																																																																			
複合ベンチマーク騰落率（C）	1.64																																																																																																																			
実績－期待（B）－（A）	0.61																																																																																																																			
市場収益要因（C）－（A）	△0.59																																																																																																																			
超過収益要因（B）－（C）－（D）	1.28																																																																																																																			
資産配分効果	0.67																																																																																																																			

		ポートフォリオ特性から乖離してきたことから、マネジャー・ストラクチャー見直しを順次実施する。	検しているか。		個別資産効果	0.61	
				複合効果	△0.00		
		手数料要因（D）		△0.08			
※計数は、それぞれ四捨五入している。							
※複合ベンチマーク騰落率とは、資産（国内債券・外国債券・国内株式・外国株式）全体のベンチマーク騰落率であり、各資産のベンチマーク騰落率を基本ポートフォリオの構成比で加重平均して算出したものである。							
（具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行う。	（具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行う。	（具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行う。		① 市場収益要因は、△0.59%となった。主として国内債券の価格下落がマイナスに作用した。基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるかについて、令和7年度の資産運用委員会において適時適切に検討を行った。令和7年9月の資産運用委員会において、金融経済情勢の変化について検討し、中退共、清退共、林退共については基本ポートフォリオを見直すほどの変化はないと判断した。また、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を控える建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。			
① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。	① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は、検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。	① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は、検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。		② 超過収益要因は1.28%となった。内訳は、資産配分効果が0.67%、個別資産効果が0.61%と、資産配分効果と個別資産効果のプラス寄与が同程度となった。			には以下のとおりである。 運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っているほか、定期的に運用受託機関担当者と運用報告会を行い、運用状況のみならず今後の市場見通しや運用方針等について協議を行った。 また、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも定期的に点検を行っている。 運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。 令和7年度は、運用受託機関による「運用ガイドライン」に反する行為が2件発生した。機構は当該運用受託機関から速やかに発生経緯、事象の詳細、運用実績への影響等の報告を受け、受益者にとって不利益が生じないよう対応しており、再発防止策の実効性を今後注視することとしている。 以上の事後対応は、資産運用委員会から適切なものと評価された。

績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。	績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。	績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。		③ 資産配分効果は0.67%となった。基本ポートフォリオに対し、資産構成割合が高めになっていた国内株式および外国株式の価格上昇、資産構成割合が低めになっていた国内債券の価格下落がプラスに作用したものである。令和7年度の資産間リバランスは、令和7年7月末時点、令和7年10月末時点、令和8年1月末時点、令和8年2月末時点の計4回、資産構成割合の基本ポートフォリオからの乖離が、乖離許容幅を超えたことを受け、リバランスルールに則って実施した。令和7年度は、市場の変動幅が大きい環境下、計4回のリバランスにより、資産配分効果を相応に抑制する結果となった。引き続き、市場動向等を注視し、資産配分効果等の確認を行っていく。 【包括信託の乖離幅の管理状況】 ↑ リバランス基準抵触 国内債券 <table><thead><tr><th>日付</th><th>基本ポートフォリオ</th><th>乖離許容幅（上限）</th><th>乖離許容幅（下限）</th><th>資産構成比（実績）</th></tr></thead><tbody><tr><td>R7/3</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>71.8%</td></tr><tr><td>4</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>72.2%</td></tr><tr><td>5</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>71.2%</td></tr><tr><td>6</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>70.8%</td></tr><tr><td>7</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>70.2%</td></tr><tr><td>8</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>70.5%</td></tr><tr><td>9</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>70.0%</td></tr><tr><td>10</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>68.5%</td></tr><tr><td>11</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>70.2%</td></tr><tr><td>12</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>69.8%</td></tr><tr><td>R8/1</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>68.7%</td></tr><tr><td>2</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>68.7%</td></tr><tr><td>3</td><td>72.4%</td><td>75.8%</td><td>69.0%</td><td>71.5%</td></tr></tbody></table>	日付	基本ポートフォリオ	乖離許容幅（上限）	乖離許容幅（下限）	資産構成比（実績）	R7/3	72.4%	75.8%	69.0%	71.8%	4	72.4%	75.8%	69.0%	72.2%	5	72.4%	75.8%	69.0%	71.2%	6	72.4%	75.8%	69.0%	70.8%	7	72.4%	75.8%	69.0%	70.2%	8	72.4%	75.8%	69.0%	70.5%	9	72.4%	75.8%	69.0%	70.0%	10	72.4%	75.8%	69.0%	68.5%	11	72.4%	75.8%	69.0%	70.2%	12	72.4%	75.8%	69.0%	69.8%	R8/1	72.4%	75.8%	69.0%	68.7%	2	72.4%	75.8%	69.0%	68.7%	3	72.4%	75.8%	69.0%	71.5%		
日付	基本ポートフォリオ	乖離許容幅（上限）	乖離許容幅（下限）	資産構成比（実績）																																																																								
R7/3	72.4%	75.8%	69.0%	71.8%																																																																								
4	72.4%	75.8%	69.0%	72.2%																																																																								
5	72.4%	75.8%	69.0%	71.2%																																																																								
6	72.4%	75.8%	69.0%	70.8%																																																																								
7	72.4%	75.8%	69.0%	70.2%																																																																								
8	72.4%	75.8%	69.0%	70.5%																																																																								
9	72.4%	75.8%	69.0%	70.0%																																																																								
10	72.4%	75.8%	69.0%	68.5%																																																																								
11	72.4%	75.8%	69.0%	70.2%																																																																								
12	72.4%	75.8%	69.0%	69.8%																																																																								
R8/1	72.4%	75.8%	69.0%	68.7%																																																																								
2	72.4%	75.8%	69.0%	68.7%																																																																								
3	72.4%	75.8%	69.0%	71.5%																																																																								



				外国株式 4.6%±1.3% 6.0% 6.0% 基本ポートフォリオ 乖離許容幅 (上限) 乖離許容幅 (下限) 資産構成比 (実績)																														
④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。 ⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。 上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。 一連の検証、施策の実施につ	④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。 ⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。 上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。 一連の検証、施策の実施につ	④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。 ⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。 上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。 一連の検証、施策の実施につ	＜評価の視点＞ 一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告、必要に応じて審議を受け、委員会の意見を踏まえて対応しているか。	④ 個別資産効果は0.61%となった。令和6年度からマネジャー・ストラクチャーの見直しに着手し、令和7年度には国内株式のマネジャーの選定を行った。資産別では、国内債券、国内株式、外国債券、及び外国株式のすべての資産においてプラスの超過収益率を確保した。 ⑤ 利益剰余金の水準と想定損失額の比較については、以下のとおりである。中退共と建退共については、想定損失額を上回る利益剰余金を維持しており、財務基盤に特段不安のない状況である。林退共においては、累積欠損金を解消し、利益剰余金は0.2億円となったが、想定損失額を確保する水準には至っていない。 これらのプロセスについては、資産運用委員会に報告し、了承された。 (添付資料① 令和7年度資産運用に関する評価報告書) (参考5) 令和7年度末における利益剰余金と想定損失額の比較 (単位：億円) <table> <tr> <th></th><th>中退共</th><th>建退共</th><th>建退共 (特別)</th><th>清退共</th><th>清退共 (特別)</th><th>林退共</th></tr> <tr> <td>利益剰余金 (A)</td><td>5,492</td><td>770</td><td>130</td><td>23</td><td>2</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>想定損失額 (B)</td><td>3,120</td><td>535</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6.3</td></tr> <tr> <td>(A)－(B)</td><td>2,372</td><td>235</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△6.1</td></tr> </table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 ※想定損失額はモンテカルロシミュレーション1%tileである。令和7年度基本ポートフォリオ検証時の数値（データは令和7年8月時点）。		中退共	建退共	建退共 (特別)	清退共	清退共 (特別)	林退共	利益剰余金 (A)	5,492	770	130	23	2	0.2	想定損失額 (B)	3,120	535	—	—	—	6.3	(A)－(B)	2,372	235	—	—	—	△6.1	＜評価の視点に対する措置＞ 資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。	
	中退共	建退共	建退共 (特別)	清退共	清退共 (特別)	林退共																												
利益剰余金 (A)	5,492	770	130	23	2	0.2																												
想定損失額 (B)	3,120	535	—	—	—	6.3																												
(A)－(B)	2,372	235	—	—	—	△6.1																												

いては、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。 このような取組を定期的に繰り返し行っていくことで、定められた運用の目標を達成すること。	いては、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。 このような取組を定期的に繰り返し行っていくことで、定められた運用の目標を達成する。	いては、適時に資産運用委員会において報告、必要に応じて審議を受け、委員会の意見を踏まえて対応する。		各資産のベンチマークに対する超過収益率は以下のとおりである。 (参考6) 超過収益率 <table><tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.15%</td><td>△0.02%</td><td>0.17%</td><td>0.16%</td><td>0.11%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.36%</td><td>0.34%</td><td>2.63%</td><td>0.46%</td><td>5.06%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>0.21%</td><td>0.88%</td><td>0.20%</td><td>0.07%</td><td>0.36%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>△3.21%</td><td>△0.43%</td><td>△0.47%</td><td>△2.27%</td><td>2.64%</td></tr><tr><td>全資産</td><td>△0.62%</td><td>0.12%</td><td>2.03%</td><td>0.03%</td><td>1.28%</td></tr></table> ※令和7年度は、全ての資産においてプラスの超過収益を確保した。外国株式については、令和6年度までの4年間において、金利上昇局面でグロース株が大きくマイナスになったこと等から、プラスの超過収益率を確保できなかったが、令和7年度はプラスの超過収益率を確保した。		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	国内債券	0.15%	△0.02%	0.17%	0.16%	0.11%	国内株式	0.36%	0.34%	2.63%	0.46%	5.06%	外国債券	0.21%	0.88%	0.20%	0.07%	0.36%	外国株式	△3.21%	△0.43%	△0.47%	△2.27%	2.64%	全資産	△0.62%	0.12%	2.03%	0.03%	1.28%	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																				
国内債券	0.15%	△0.02%	0.17%	0.16%	0.11%																																				
国内株式	0.36%	0.34%	2.63%	0.46%	5.06%																																				
外国債券	0.21%	0.88%	0.20%	0.07%	0.36%																																				
外国株式	△3.21%	△0.43%	△0.47%	△2.27%	2.64%																																				
全資産	△0.62%	0.12%	2.03%	0.03%	1.28%																																				
(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基	＜評価の視点＞ ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進し、その取組状況を公表しているか。	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進することとなっている。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》》を踏まえ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会や、大手金融機関及びそのグループにおけるトップマネジメントとの面談を実施した。 また、令和7年9月に「日本版スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)」の受入れを公表するとともに、昨年に引き続きスチュワードシップ活動を含めた責任投資への取組状況を記載した「令和6年度責任投資活動報告書」を作成し公表した(令和7年6月)。 さらに、令和6年9月に策定・公表した「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を踏まえ、令和7年6月に「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。 以上を通じて、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会や、大手金融機関及びそのグループにおけるトップマネジメントとの面談を実施した。 また、令和7年9月に「日本版スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)」の受入れを公表するとともに、昨年に引き続きスチュワードシップ活動を含めた責任投資への取組状況を記載した「令和6年度責任投資活動報告書」を作成し公表した(令和7年6月)。 さらに、令和6年9月に策定・公表した「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を踏まえ、令和7年6月に「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。 以上を通じて、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一																																				

い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。 また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表すること。 加えて、公的機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討すること。	づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表する。 加えて、公的機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするため、P R I（責任投資原則）への署名等の活動について検討する。	づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 加えて、公的機関のアセットオーナーかつP R I（責任投資原則）の署名機関として、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討する。具体的には、E S G課題の投資方針への組入れの検討等を行う。 また、スチュワードシップ活動も含めた責任投資への取組状況をまとめてホームページに公表する。									
（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	＜評価の視点＞ ・厚生労働省に対して、資産運用の結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を適時適切に提供しているか。	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備する。 そのために、厚生労働省に対して、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応することとなっている。 資産運用委員会と労働政策審議会との間のブリッジ役である厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長に必要な情報を、随時の対応を含め、適時適切に提供した。			層推進し、その取組状況を公表した。 こうした取組は、受益者に対して長期安定的な利益をもたらすという機構の投資目的の範囲内であり、6.7兆円という資産規模を有する公的アセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を果たす上で適切なものであると評価された。	＜評価の視点に対する措置＞ ・厚生労働省に対して適時適切に情報を提供した。 具体的には、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 （１）月別ベンチマーク収益率 （２）資産運用企画会議資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状		

協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備すること。 【指標】 資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。 【目標設定等の考え方】 資産運用における妥当性の評価は、専門家でなければ困難であることから、中小企業退職金共済法に基づき資産運用に関する業務の実施状況を監視する権限を有する資産運用委員会による評価を指標とする。 【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とす	の協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備する。	協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備する。 そのために、厚生労働省に対して、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。		厚生労働省へ提供した主な資料は次のとおりである。 （１）月別ベンチマーク収益率 （２）資産運用企画会議資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） （３）付加退職金支給率算定に係る基礎データ	況・運用結果報告等） （３）付加退職金支給率算定に係る基礎データ こうした対応は、関係機関への情報提供責任を適切に果たしたものと資産運用委員会から評価された。	
--	--	--	--	---	--	--

る。 【困難度 高】 資産運用委員会に年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、 ①プルーデント・エキスパート・ルール（注意義務）に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること ②スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度を高とする。						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	I 退職金共済事業 2 一般の中小企業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ－施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 165 万人以上とすること。 個別事業主に対する勧奨を普及推進員 1 名あたり平均月 17 件以上行うこと。 説明会（オンライン説明会含む。）の回数 24 回以上及び参加者数 300 人以上とすること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。 【重要度 高、困難度 高】 （3）中退共システム再構築 【指標】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和 8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165 万人以上	5 年度目標数 360,000 人	6 年度目標数 345,000 人	7 年度目標数 333,000 人	8 年度目標数 人	9 年度目標数 人	予算額（千円）	398,962,644	441,724,467	515,374,918		
新規被共済者数 【達成度】		360,877 人 100.2【％】	354,647 人 102.8【％】	353,206 人 107.0【％】	人 【％】	人 【％】	決算額（千円）	417,171,843	433,275,540	442,428,898		
普及推進員 1 名あたりの個別事業主に対する月平均勧奨件数	17 件以上	19.5 件	18.7 件	20.0 件	件	件	経常費用（千円）	479,355,159	536,871,234	517,119,246		
同上【達成度】		【114.7％】	【110.0％】	【117.6％】	【％】	【％】	経常利益（千円）	190,387,003	△87,213,048	14,335,533		

	説明会回数 参加者数 ※オンライン説明会含む	24 回以上 300 人以上	26 回 383 人	24 回 798 人	24 回 747 人	回 人	回 人		行政コスト (千円)	479,356,169	536,879,013	517,125,960		
	同上【達成度】		【108.3%】 【127.7%】	【100%】 【266.0%】	【100%】 【249.0%】	【%】 【%】	【%】 【%】		従事人員数	187	182	182		
	目標の処理期間内における退職金等支給実施	受付日から18 業務日以内に全 数支給	100%	100%	100%	%	%							
	関係団体等からの意見・ 要望の聴取及び情報交換 の結果をとりまとめて分 析し、加入促進に活用す る	毎年度1回以上	1回	1回	1回	回	回							
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】							
	普及推進員・特別相談員 について、ブロック会議 等を開催し、事業主の意 向や新たな動向等に関す る情報を共有し、サービ スの向上や加入促進に活 用する	年7回以上	8回	7回	7回	回	回							
	同上【達成度】		【114.3%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】							
	中退共システムについ て、2026（令和8）年度 に新システムの運用を開 始することを目指し、設 計・開発の着実な進捗管 理を行うとともに、想定 外の事態にも適切に対応 する	同左	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。									
	請求権が発生した年度に おける退職者数に対する 当該年度から3年経過後 の未請求者数の比率	毎年度2.0%以 下	1.96%	2.03%	2.07%	%	%							
	同上【達成度】		【102.0%】	【98.5%】	【96.6%】	【%】	【%】							
	請求権が発生した年度に おける退職金総額に対す る当該年度から3年経過 後の未請求退職金額の割 合	毎年度0.5%以 下	0.63%	0.59%	0.65%	%	%							
	同上【達成度】		【79.4%】	【84.7%】	【76.9%】	【%】	【%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	2 一般の中小企業退職金共済事業	2 一般の中小企業退職金共済事業	2 一般の中小企業退職金共済事業		2 一般の中小企業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 未加入事業所を対象としたオンライン説明会、無料相談申出事業所に対する事業所訪問活動の実施など個別事業主に対する加入勧奨等や関係団体等での各種会議等で制度内容や加入手続等の説明を行うなど、引き続き積極的・効率的に加入促進活動を行った。加えて、本部職員が加入率の低い地域へ積極的に訪問し関係団体等に協力依頼したことや広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、周知広報活動等を実施したことにより加入目標数を上回った。 中退共システム再構築は、システムテスト工程、受入テスト工程を発生した課題に適切に対処しながら着実に推進するとともに、新システム利用に向けた業務部門に対する教育訓練や最終移行計画の検討等を実施した。 また、e－G o vを利用した申請・届出等手続のオンライン化を予定どおり完了した。 確実な退職金の支給に向けた取組については3年経過後の未請求者数の比率を毎年度2.0％以下とすることに 関しては、未請求対象者数の状況を踏まえ、未請求者の9割近くを占める低額未請求者に対し年度計画上は1回とされているところ、手続き要請を最大計5回実施したことにより 2.07％と未達ではあるが直近	<評定と根拠> 評定：B 未加入事業所を対象としたオンライン説明会、無料相談申出事業所に対する事業所訪問活動の実施など個別事業主に対する加入勧奨等や関係団体等での各種会議等で制度内容や加入手続等の説明を行うなど、引き続き積極的・効率的に加入促進活動を行った。加えて、本部職員が加入率の低い地域へ積極的に訪問し関係団体等に協力依頼したことや広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、周知広報活動等を実施したことにより加入目標数を上回った。 中退共システム再構築は、システムテスト工程、受入テスト工程を発生した課題に適切に対処しながら着実に推進するとともに、新システム利用に向けた業務部門に対する教育訓練や最終移行計画の検討等を実施した。 また、e－G o vを利用した申請・届出等手続のオンライン化を予定どおり完了した。 確実な退職金の支給に向けた取組については3年経過後の未請求者数の比率を毎年度2.0％以下とすることに 関しては、未請求対象者数の状況を踏まえ、未請求者の9割近くを占める低額未請求者に対し年度計画上は1回とされているところ、手続き要請を最大計5回実施したことにより 2.07％と未達ではあるが直近	評定 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「確実な退職金の支給に向けた取組」については、目標を下回る結果となった。その他の指標については、目標を達成した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 確実な退職金の支給に向けて、引き続き未請求者に対する請求手続きの要請を行うなど、状況に応じた取組を行う必要がある。 <その他の事項> (有識者からの意見) ・一般の中小企業退職金共済事業の「確実な退職金の支給に向けた取組」に関する目標について、簡素化や電子化して普及する等現在の取組の促進や新しい対策をとっていただければと思う。 ・システム再構築に関して、手続きのオンライン化など実現したことは記載してもよいのではないか。

	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的と	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的と	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。	＜評価の視点＞ ・地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 ・令和６年度に引き続き、加入率が全国平均を下回る地域に職員が訪問し、協力要請を行った（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、佐賀県、徳島県）。 また、令和７年度は加入率が全国平均を上回る地域にも職員が訪問し、加入率の差の要因についての情報収集を含め、協力要請を行った（北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、東京都、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、島根県、広島県、香川県、高知県、熊本県、宮崎県）。 ・加入率を踏まえた特定のターゲットに重点をおいた対策として、業種別加入率、中退共認知率は高いが、人手不足が深刻なトラック・運送業及び新規加入企業へのアンケート調査により、制度の重要な認知経路であることが判明した税理士に重点をおいた対策を実施した。その結果、全国に団体があるトラック協会では訪問した協会の約４割、運送業の企業を会員に持つ関係団体では約３割の団体で協力を得られ、会員へのチラシの配布や、一部団体では、団体主催の制度説明会を開催していただいた。また、税理士関係団体については、訪問した税理士会では約４割、税理士協同組合では	の５年間で最も多い人数に支払うことができた。 また、３年経過後の未請求退職金額の割合を毎年度 0.5%以下とすることに関しては 0.65%と未達であったが、年度計画上は１回とされているところ、高額未請求者に対する要請を最大計５回実施したことにより直近の５年間で最も多額の支払を行うことができた。 請求者数 R3:1,613 人 R4:1,715 人 R5:1,615 人 R6:1,784 人 R7:2,047 人 退職金支払額 R3: 997 百万円 R4:1,008 百万円 R5:1,179 百万円 R6:1,047 百万円 R7:1,406 百万円 これらを踏まえ、Ｂ評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議でパンフレットの配布を行う等、制度の周知広報を行った。 また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問し金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った（82行）。	
--	--	---	---	---	---	--	--

	して、以下の取組を実施すること。 加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その分析に基づき、広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 また、集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果を活用するとともに、Web会議システムやオンライン説明会の活用を図ること。 地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。 ・説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。	して、以下の取組を実施する。 加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その分析に基づき、広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 また、年に1度、集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果も活用する。 Web会議システムについては、そのコスト効率性等を踏まえ、一層の活用方法を検討、実施する。 制度の安定的な運営のためには、安定的に被共済者が増加していくことが要諦であることから、オンライン説明会の更なる活用等を進める。 地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 勤労者財産形成事業本部等他の事業本部や、独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策も		・ 関係機関等（関係官公庁、金融機関、関係団体等）や勤労者財産形成事業本部等の他事業本部との連携を強化し、データに基づき地域によるメリハリを利かせた施策を展開する。 ・ 勤労者財産形成事業本部等他の事業本部と連携した施策を検討・実施しているか。	約3割の団体で協力を得られ、税理士へ直接制度の説明をする機会を得られた。 ・トラック・運送業界が抱える課題解決への糸口となるような訴求ポイントと制度のメリットを分かりやすくまとめた運送業専用チラシを作成し、会員事業所への配布依頼や記事掲載依頼または制度説明の機会を得られるよう協力依頼を行った。 ・制度の重要な認知経路である税理士に対して、中退共制度を理解していただき、顧問先にオンライン制度説明会や無料個別相談への参加を促してもらえるよう、税理士が集まる研修会等で、チラシ配布（制度説明会集客チラシ等）や制度説明の時間をいただけるよう協力依頼を行った。 ・拠点地域（首都地域、東海地域及び近畿地域）における特別相談員会議は、令和6年度より回数を増やして対面で開催し、戦略的な加入促進対策の方法、全国に先駆けた試行、全国展開につながる好事例等の意見交換を行い、効率的かつ効果的な加入促進活動について検討した。 首都地域 5回 東海地域 5回 近畿地域 5回 ・拠点地域（首都地域、東海地域及び近畿地域）による特定のターゲット（トラック・運送業界、税理士）に対する戦略的な対策を先行的に実施し、7月に開催した全国会議にて全国の普及推進員等に成功事例を含め情報共有を行い、全国展開した。また、11月に実施したブロック会議においても関係団体を訪問して得た情報や実績を共有した。 ・地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行い、効率的かつ効果的な加入促進対策を以下のとおり実施した。 ・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議でパンフレットの配布を行う等、制度の周知広報を行った。 ・地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った(82行)。また、金融機関に対する加入促進対策ツールとして、金融機関の渉外担当者に中退共への関心、注目を促すことを目的とした金融機関案内用チラシを作成した。 ・勤労者財産形成事業本部等他の事業本部と連携した施策を以下のとおり実施した。 ・オンラインおよび東京本部開催の中退共制度説明会実施時に、「勤労者財産形成事業本部からのお知らせ」をご案内した（23回）。 ・東京働き方改革推進支援センターが実施する企業向けオンラインセミナーで、勤労者財産形成事業本部と中退共本部のそれぞれの制度説明動画を再生した。 ・広報資料やSNSを中心とした集中的な広報キャンペーンを展開し、広く制度の認知を図った。また、その効果の検証結果を分析し、令和8年度に実施するキャンペーンの調達仕様に活用した。		・オンラインおよび東京本部開催の中退共制度説明会実施時に、「勤労者財産形成事業本部からのお知らせ」をご案内した（23回）。 東京働き方改革推進支援センターが実施する企業向けオンラインセミナーで、勤労者財産形成事業本部と中退共本部のそれぞれの制度説明動画を再生した。
--	--	--	--	---	--	--	---

〔目標設定等の考え方〕 ・過去の実績を、労働需給要因、長期的トレンド、制度変更要因、コロナ禍の影響等により回帰分析した推計を踏まえ、中小企業における退職金制度の導入状況等も考慮し、指標を設定することとする。 ※前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2018（平成30）年度～2022（令和4）年12月末現在）179.9万人 ・個別事業主に対する勧奨については、従来の対面方式では実施が難しかった遠隔地所在の事業主への対応や、新型コロナウイルス等の感染症拡大により訪問が困難になった場合の代替手段として対面方式に限らない電話等による勧奨を行うことを踏まえ、指標を設定することとする。 ・説明会については、遠隔地所在の事業主の参加が可能となることのほか、会場設営や出張等の費用節減効果、新型コロナウイルス等の感染症拡大時にも	検討・実施する。 イ 広報資料等による周知広報活動 i）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）制度の周知広報を実施する。	る。 ・興味関心を持った層に対してはホームページや機構主催の説明会等に誘導する。 ・加入検討段階に入った層には個別相談等を行う。 など有機的な取組を行う。 イ 一般的な加入促進対策 i）広報資料等による周知広報活動（一般に制度の認知を図るための取組） ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した制度の周知広報を実施する。 あわせて、SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。 ・関係機関等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）制度に関する記事の掲載を依頼する。	＜評価の視点＞ ・独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策を検討・実施しているか。	・興味関心を持った層に対してはホームページや機構主催の説明会へ誘導を行い、加入検討段階に入った層には個別相談等を実施した。 イ 一般的な加入促進対策 i）広報資料等による周知広報活動（一般に制度の認知を図るための取組） ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係機関等に発送した(9/1)。 ・ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、掛金補助を実施している助成自治体等の情報を掲載した。 ・ホームページ及び特設サイトに制度紹介用動画へのリンクを掲載し、YouTubeで配信した（アクセス件数：12,689件）。 ・Facebook、Instagram広告配信を実施した。 6/1、6/18～7/18（32日間） 表示回数 1,709,068回 クリック数 10,999回 平均クリック率 0.64% ・加入促進強化月間に複数のメディアを用いた広報キャンペーンを行うとともに、メディア別の効果測定等を実施する業務を公募、総合評価落札方式の一般競争入札により広告代理店を選定した。 ・インターネットを用いた広告の配信結果を分析し、より効果的かつ効率的な周知広報の方法を検討した。 ・ディスプレイ広告（Yahoo！、Google）を実施した。 12/14～3/13（90日間） 表示回数 51,133,120回 クリック数 104,452回 平均クリック率 0.45% ・産業交流展（11/26～11/28）及びたま工業交流展(2/19～2/20)にて、来場者を対象に、機構が開設したSNSのフォロワー獲得を積極的に行う等、アカウントを活用し、SNSによる制度、説明会及び加入促進強化月間等の周知広報を実施した。 ・関係機関等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 （年度当初に行った普及促進依頼 606件） （広報誌等への無料記事掲載依頼 6,508件） ・職員及び普及推進員等が関係機関等に対して、記事掲載を依頼(2,155件）。 （内訳 職員：84件、普及推進員等：2,071件） ・令和6年度に広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した（6/2・令和6年度分 1,008団体）。	＜評価の視点に対する措置＞ ・独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し双方のホームページに互いのバナーを設置した。同機構の冊子「経営セーフティ共済共済便利帳」に中退共の記事を掲載する等他機関と連携した施策を検討・実施した。 ・東京都等主催の「産業交流展」及び八王子市及び近隣自治体等主催の「たま工業交流展」にブースを出展した。	
--	--	---	---	---	---	--

開催が可能になること等に鑑み、オンライン開催を基本として、指標を設定することとする。 【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等	・東京都、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催するイベント等への出展や資料の設置等を依頼する等、関係機関等と協力して制度の周知広報活動を実施する。 ii) 関係機関等に対する訪問等による加入促進活動（一般に制度の認知を図るための取組） - 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入促進活動への協力の要請を行う。 - 関係機関等との情報交換や連携により加入促進活動の実効性・効率性の向上を図り、加入促進の周知依頼や説明会への誘導など加入促進活動を展開する。	＜定量的指標＞ - 個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。 - 説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とする	- 独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、双方のホームページに互いのバナーを設置した（10/1～翌年9/30）。 - 東京都等主催の「産業交流展」（11/26～11/28）及び八王子市及び近隣自治体等主催の「たま工業交流展」（2/19～2/20）に参加し、ブースを出展した（チラシ等配布数1,300部以上）。 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構の冊子「経営セーフティ共済 共済便利帳」に中退共制度に関する記事を掲載し、中小企業倒産防止共済の契約者（約60万人）に発送された（令和8年2月～）。 ii) 関係機関等に対する訪問等による加入促進活動（一般に制度の認知を図るための取組） - 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った(82行)。また、金融機関に対する加入促進対策ツールとして、金融機関の渉外担当者に中退共への関心、注目を促すことを目的とした金融機関案内用チラシを作成した。 - 職員及び普及推進員等が関係機関等（金融機関、委託事業主団体等除く）に対し説明会等への誘導及び制度の周知広報活動への協力を依頼した。 10/1発行の月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した（約36,000部）。 iii) 個別事業主に対する加入勧奨等（興味関心をもった層を加入検討に誘導するための取組及び加入検討段階に入った層への取組） - 機構が委嘱した普及推進員等を活用し、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均17件以上行うとして以下の取組を実施した。 未加入企業訪問数 11,656件 普及推進員等人数 定員55人 (4・5月48人、6～12月49人、1～3月48人) 平均訪問数 20.0件 - 無料相談申出事業所に対し、事業所訪問活動を実施(職員172所うちWeb158所、普及推進員等217所)。 - 未加入事業所を対象とした説明会（オンライン説明会含む）を24回開催し、参加人数は747人であった。なお、対面開催として、9/3、2/3は東京本部、10/23は大阪会場での説明会を実施した。 - 年度計画に記載の参加者数を達成するため、令和6年度及び新たに協力を得た関係団体に、引き続き制度説明会の開催案内を周知した（8か所）。	・機構が委嘱した普及推進員等1名あたりの個別事業主に対する月平均勧奨数は20.0件。 ・未加入事業所を対象とした説明会（オンライン説明会含む。）を24回開催し、参加人数は747人であった。	
--	---	---	---	--	--	--

	の参加者に中退共制度を説明する。 ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等や業界団体との情報交換や連携により加入促進活動の実効性・効率性の向上を図る。 既加入事業主に対し、定期的な文書送付等により追加加入手続を促す。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、データに基づき地域によるメリハリを利かせた施策を講じ、効果的かつ効率的な加入促進活動を展開する。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入促進活動への協力の要請を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	件以上行う。 ・説明会（オンライン及び対面）を24回以上開催し、300人以上の参加者に中退共制度を説明し、適時適切なフォローアップを実施することで新規加入の後押しを図る。 ただし、令和6年度及び直近の実績を踏まえた取組によって参加者数の増加を更に図るものとする。 ・既加入事業主に対し、定期的な文書送付等により追加加入手続を促進する。 iv) 関係機関等（委託事業主団体等除く）の会合における加入勧奨等（認知及び興味関心をもった層に対する取組） ・関係機関等（委託事業主団体等除く）が開催する会合において、制度	こと。 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会 日本商工会議所 一般社団法人TKC企業共済会 一般社団法人全国青色申告会総連合 全国商工会連合会 日本税理士協同組合連合会 全国中小企業団体中央会 一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター ・中退共制度説明会実施後、概ね2か月経過時に未加入事業所に対し訪問及び文書等によりフォローアップを実施した（158件(職員17件、普及推進員等141件)）。 ・一定期間追加加入のない既加入事業所を対象に追加申込書を送付した（55,263件）。 iv) 関係機関等（委託事業主団体等除く）の会合における加入勧奨等（認知及び興味関心をもった層に対する取組） ・職員及び普及推進員等が関係機関等（委託事業主団体等除く）が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明時間の確保等を依頼し、制度の普及及び加入勧奨のための周知広報を以下のとおり実施。 ・地方公共団体(都道府県、市町村等) <table><tr><td>東京働き方改革推進支援センター</td><td>1回</td></tr><tr><td colspan="2">（※財形促進事業と共同）</td></tr><tr><td>東京都労働情報相談センター</td><td>20回</td></tr><tr><td>青梅労働基準監督署</td><td>1回</td></tr></table>	東京働き方改革推進支援センター	1回	（※財形促進事業と共同）		東京都労働情報相談センター	20回	青梅労働基準監督署	1回		
東京働き方改革推進支援センター	1回												
（※財形促進事業と共同）													
東京都労働情報相談センター	20回												
青梅労働基準監督署	1回												

			</				

				独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				京都府商工会連合会 佐賀県商工会連合会 滋賀県商工会連合会 徳島県商工会連合会 全国労働保険事務組合連合会千葉支部 全国労働保険事務組合連合会石川支部 全国労働保険事務組合連合会福井支部 全国労働保険事務組合連合会山梨支部 全国労働保険事務組合連合会愛知支部 全国労働保険事務組合連合会三重支部 全国労働保険事務組合連合会滋賀支部 全国労働保険事務組合連合会大阪支部 全国労働保険事務組合連合会兵庫支部 全国労働保険事務組合連合会沖縄支部 T K C 企業共済会 神戸税理士協同組合 浦安商工会議所 津労働基準協会 伊丹労働基準協会 尼崎経営者協会	1 回 1 回 3 回 2 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 2 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 4 回 1 回 1 回 1 回 1 回 2 回		
	② 加入促進対策の検証と見直し 講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	② 加入促進対策の検証と見直し 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見等及び加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査等の実施結果に基づき効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。また、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの業務運営に対する意見等を積極的に収集して活用し、検討等を行った内容を踏まえ、加入促進対策に活用する。	<評価の視点> ・加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査の結果等を活用し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。	② 加入促進対策の検証と見直し 加入促進対策については、下記のとおり、継続的に効果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを実施した。 ・年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」の綴じ込みはがきに中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集及び分析を行い、その結果を普及推進員・特別相談員とも共有し、加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用した。 ・新規加入企業へのアンケート調査として、新規加入企業（2,790所）に対し、アンケート用紙を発送した（9/8）。その後、アンケート集計結果と令和6年度の実態調査結果等を踏まえ分析を行い、その結果を本部内で共有したほか、分析結果に基づき、令和8年度の広報の対象、内容、手段等について効率的かつ効果的な加入促進対策を検討した。令和8年度も引き続き、加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種等を絞る）に重点をおいた対策を試行する。 ・「退職金実態調査」及び「非加入企業の関係者へのインターネットアンケート調査」においては、令和8年3月末までに調査結果を集計、令和6年度の調査結果も踏まえ分析し、報告書を完成させた。また、「退職金実態調査」における概要版の作成に当たっては、広報資料として活用することを念頭に内容を検討した（ホームページ掲載は令和8年4月）。 ・インターネット広告（バナー・動画・テキスト広告等）については、令和6年度の結果を検証し、配信対象を見直しつつ配信を実施した。 ・産業交流展（11/26～11/28）及びたま工業交流展（2/19～2/20）に参加し、ブースを出展した（チラシ等配布数1,300部以上）。 ・各種広報施策については、広報キャンペーン後の調査結果を踏まえて改善策を検討し、令和8年度に実施するキャンペーンの調達仕様に活用した。 ・ホームページ及び特設サイトに制度紹介用動画へのリンクを掲載し、YouTubeで配信した（アクセス件数：12,689件）。 ・「令和6年度中小企業退職金共済制度の周知・広報業務一式 広報効果検証に関する報告書」において、退職金制度を導入しない理由は「家族従業員ばかりだから」という回答割合が高かったことから、同居の親族従業員が加入できることを前面に押	<評価の視点に対する措置> ・アンケート集計結果と令和6年度の調査結果を踏まえ分析を行い、その結果を本部内で共有することのほか、分析した結果に基づき、令和8年度の広報の対象、内容、手段等について効率的かつ効果的な加入促進対策を検討した。令和8年度も引き続き、加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種等を絞る）に重点をおいた対策を試行する。		

				し出したデザインの「同居の親族従業員チラシ」を新たに作成し、加入促進ツールの一つとして関係機関等に資料配布依頼を行った。 ・説明会後に行うアンケート調査について、説明会をより効果的なものとするため、参加者のニーズや特性把握を目的に、設問や回答選択肢の見直しを行い、説明会の内容や導入予定時期等の設問を追加した。 ・令和7年度に実施した特定のターゲット（トラック・運送業、税理士）への加入促進対策の結果、協力的な団体が多いことやトラック・運送業については、短期的な効果としてオンライン説明会への参加企業が増えていることから、令和8年度も継続的に訪問し協力関係をより深めていくよう加入促進活動を実施する。 ・職員及び普及推進員等が中小企業事業主団体等を訪問し、業務運営に対する意見等を収集した内容について、検討等を行った内容を踏まえ、加入促進活動に活用する。 ・中・特合同参与会にて、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの意見等を踏まえ、今後の加入促進活動に活用する。		
	③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。	③ 加入目標数 2025（令和7）年度に新たに加入する被共済者数を33万人以上とする。	<定量的指標> ・2025（令和7）年度に新たに加入する被共済者数を、33万人以上とすること。	③ 加入目標数 年間目標 330,000 人以上に対し加入実績 353,206 人、達成率は107.0%であった。	・年間目標 330,000 人以上に対し加入実績 353,206 人、達成率は107.0%であった。	
（２）サービスの向上 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。 令和7年末までに手続のオンライン化を進めること。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施	（２）サービスの向上 イ 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行う。 2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を進める。	（２）サービスの向上 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点及びカスタマーハラスメントに対応する観点から、諸手続、事務処理等を継続的に再点検し、必要に応じて見直しを行う。 2025（令和7）年末までに手続を順次オンライン化する。	<評価の視点> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。	（２）サービスの向上 イ ・中退共事業に係る申請・届出等手続については、e－G o vを利用したオンライン化を予定どおり令和7年12月までに完了した。 ・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続きシステム稼働周知を行った（電子申請率 令和7年度97.1%、令和6年度96.3%）。 ・カスタマーハラスメントに関する方針に基づき、職員への不当要求行為等に対する適切な対応並びに職員の電話対応品質および接遇意識の向上を図るため、体制整備の一環として通話録音機を導入した。	<評価の視点に対する措置> 中退共事業に係る申請・届出等手続のオンライン化については、関係省庁（厚生労働省、デジタル庁）との調整を進めオンライン化を完了した。	

	すること。 相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 【指標】 退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）18日 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析	ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。 ハ 相談業務については、相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること、並びに対応例等を定めた応答マニュアルを随時見直し、懇切丁寧な対応を徹底することにより、相談業務及び情報提供の質を向上させる。 ニ 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、加入促進に係る各種統計の分析を行うなど、現況の把握	ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。 ハ 相談業務については、相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 ニ 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・共有し、より効果的かつ効率的な加入促進活動の検討を	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ＜評価の視点＞ ・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。 ＜評価の視点＞ ・加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・共有し、より効果的かつ効率的な加入促進活動の検討を	ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、退職金給付について、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。 ハ ・相談業務について、懇切丁寧な対応を行うとともに、お客様サービスの更なる向上の観点から、引き続きコールセンターで対応している相談内容の充実と知識の定着を図るため、コールセンターで回答（完結）できるよう更なるFAQ見直しを各課に依頼し、FAQを充実させ、コールセンター完結率65%以上の維持を目指した（コールセンター完結率 令和7年度76.0%、令和6年度69.1%）。 ・コールセンター完結率の更なる向上を目指し、FAQの充実を図るための「FAQソリューション」の導入に向けて調達を開始した。 ・お客様サービスの一層の向上を図るため、職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した（11/27 参加者15名）。 ニ ・普及推進員・特別相談員に対しアンケート調査を実施し、関係団体からの業務運営に対する意見や新規加入者の伸び悩み、広告の印象、業界・業種の状況等の意見を収集・共有し、次年度以降の加入促進対策等に活用する。 ・全国会議（7月）を本部にて対面開催し、知識向上・情報共有を図り、さらに、6グループに分かれてグループディスカッションを行い、加入につながる活動とはどのようなものか、についての討論や、他地域の推進員等の加入促進活動方法等について情報交換を行い、得られた情報をサービス向上や効果的な加入促進活動に繋げる施策を共有した。 ・全国を6グループに分けたブロック会議（オンライン）を開催し、各地域の反応や協力事例等の報告を分析し、上半期に全国展開した特定のターゲット（トラック・運送業界、税理士）に対する加入促進のあり方について議論し、ターゲットとした	・退職金給付にあたり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・コールセンターで対応している相談内容の充実と知識の定着を図りFAQを充実させ、コールセンター完結率を上昇させた（コールセンター完結率 令和7年度76.0%、令和6年度69.1%）。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・普及推進員・特別相談員に対してアンケート調査を実施し、関係団体からの業務運営に対する意見や新規加入者の伸び悩み、広告の印象、業界・業種の状況等の意見を収集し共有した。次年度以降の加入促進対策等に活用	

を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげること。	に努め、掛金の動向や非正規労働者の加入状況等得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげる。	回以上、ブロック会議等を開催し、得られた情報をサービス向上や効果的かつ効率的な加入促進活動につなげる。	施したか。	業界の企業へ直接アプローチできるチラシの配布や研修会等での制度説明時間確保の方法等について、どのような方法が効率的・効果的であったかを共有し、引き続き特定のターゲットへのアプローチを継続することを共通認識とした。	する。														
【指標】 毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。 【目標設定等の考え方】 一般の中小企業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、関係団体等からの意見・要望聴取及び情報交換を毎年度1回以上、事業主の意向や新たな動向等の情報共有を行う普及推進員・特別相談員とのブロック会議等を年7回以上開催し、得られた情報をサービスの向上や加入促進に活用することを指標と	具体的には、毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用する。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主との対話の材料や業種や規模による関心事・反応の違い等気付きや新たな動向に関する情報等を共有し、加入促進に活用する。	＜定量的指標＞ ・毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。	<table><tr><td>全国会議</td><td>1回</td></tr><tr><td>北海道・東北ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>北関東・中部ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>北陸・中部ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>中国ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>四国ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>九州・沖縄ブロック</td><td>1回</td></tr></table> ・令和8年度の加入促進施策に活用するため、普及推進員・特別相談員によるヒアリング・アンケート調査を実施、関係団体からの業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、共有した。また、令和8年度も継続的に実施する特定のターゲット（トラック・運送業）に直接アプローチできるチラシのデザインの再考を開始した。 ・新たに委嘱した特別相談員・普及推進員のフォローアップとして、職員同行のもと、関係機関等の訪問を行い、今後の活動方法について実地研修を行った。	全国会議	1回	北海道・東北ブロック	1回	北関東・中部ブロック	1回	北陸・中部ブロック	1回	中国ブロック	1回	四国ブロック	1回	九州・沖縄ブロック	1回	・令和8年度の加入促進施策に活用するため、普及推進員・特別相談員によるヒアリング・アンケート調査を実施、関係団体からの業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、共有した。また、令和8年度も継続的に実施する特定のターゲット（トラック・運送業）に直接アプローチできるチラシのデザインの再考を開始した。 ・新たに委嘱した特別相談員・普及推進員のフォローアップとして、職員同行のもと、関係機関等の訪問を行い、今後の活動方法について実地研修を行った。	・令和8年度の加入促進施策に活用するため、普及推進員・特別相談員によるヒアリング・アンケート調査を実施、関係団体からの業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、共有した。また、普及推進員・特別相談員については、全国会議及び6グループに分けたブロック会議（計7回）を開催し、各地域の反応や協力事例等の報告を分析し、上半期に全国展開した特定のターゲット（トラック・運送業界、税理士）に対する加入促進のあり方について議論し、ターゲットとした業界の企業へ直接アプローチできるチラシの配布や研修会等での制度説明時間確保の方法等について、どのような方法が効率的・効果的であったかを共有し、引き続き特定のターゲットへのアプローチを継続することを共通認識とした。
全国会議	1回																		
北海道・東北ブロック	1回																		
北関東・中部ブロック	1回																		
北陸・中部ブロック	1回																		
中国ブロック	1回																		
四国ブロック	1回																		
九州・沖縄ブロック	1回																		

	することとする。						
	（３）中退共システム再構築 【重要度 高】 【困難度 高】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和７）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。 【指標】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新	（３）中退共システム再構築 【重要度 高】 【困難度 高】 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行う。この間、想定外の事態にも適切に対応する。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和７）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組む。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進める。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図る。	（３）中退共システム再構築 中退共事業における中退共システムでは、プログラミング言語を刷新するとともに、システム構造を制度改正等に迅速かつ柔軟に対応し得るように見直す再構築プロジェクトを計画通りに完遂する（2026（令和８）年10月1日運用開始）ため、設計・開発業務においては、一連のテスト（連動テスト、システムテスト、受入テスト、強化テスト）のほか、リハーサルを含む本番移行準備、新しいシステム使用のための教育訓練等を実施する。また、システムテスト期間内に情報セキュリティテストを実施する。 2023（令和５）年10月に設計工程を開始し、2024（令和６）年11月に構築した基盤を設計・開発業者に引き渡したシステム基盤構築等業務（システム基盤構築、ツール開発、ハードウェア設置、データセンター等）では、上記のテスト、移行準備の支援を実施	＜評価の視点＞ ・中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発と、機器導入及び新システムへの移行に向けた準備の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態が生じた場合は適切に対応したか。	（３）中退共システム再構築 中退共システム再構築については、システムテスト工程までを令和７年９月に完了させ、10月から受入テスト工程を開始した。また、業務部門を対象に新システム利用に向けた教育訓練を実施した。 受入テスト工程では、業務部門にて各々の業務シナリオに沿ったシステム検証の実施や新しい業務画面の新旧同一性の確認を行うとともに、システム部門ではプログラム修正に係るレビューや受入テストの環境整備、システム運用等を実施した。 こうした中で、システム品質上の課題が顕在化する事態となったことから、受入テスト工程を延伸するとともに、品質管理体制を強化し、プロジェクトを着実に進捗させた。 この間、令和８年９月の最終移行へ向けて、同時期にシステム切り替えを実施する共通基盤システムや他システムを含めた横断的な最終移行計画、コンティンジェンシープランの検討を推進した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・新しい中退共システムの開発・テストを推進するとともに、新システムの円滑な利用開始に向けた業務部門に対する教育訓練等を実施し、再構築プロジェクトを着実に進めた。 ・システムの品質問題が顕在化する想定外の事態となったが、速やかなスケジュールの見直しや品質管理体制の強化を行い、適切に対応した。 令和８年９月の最終移行に向けて、同時期にシステム切り替えを実施する他システムを含めた横断的な最終移行計画や、今後の不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの検討を推進した。	

	システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 【目標設定等の考え方】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。 【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることか		する。				

	ら、困難度を高とする。 （４）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行うこと。退職金未請求者へのアンケート調査等により判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を図るため、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などを実施すること。手続の解説については、利用者の意見等を踏まえ、継続的に改善を行うこと。 【指標】 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度 2.0％以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行い、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から３年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度 2.0％以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を毎年度 0.5％以下とする。 さらに、退職金未請求者へのアンケート調査等により判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を企図し、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などを実施する。手続の解説については、	＜定量的指標＞ ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度 2.0％以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度 0.5％以下とすること。	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 請求権が発生した後３年経過後の未請求者数の比率について、未請求者の多い低額者層に対し、特別対策の範囲を広げて請求要請を実施した。これにより、令和７年度中（請求権が発生した後３年度目）の請求人数は、令和６年度の1,784人を超える2,047人となったものの、令和７年度末（令和４年度退職等）における未請求率は2.07％となった。 請求権が発生した後３年経過後の未請求退職金額の割合についても高額未請求者だけでなくさらに範囲を拡大して追加対策を行ったものの、0.65％となった。 退職後３か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、９月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、12月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。	・３年経過後の未請求者数の比率を毎年度 2.0％以下とすることに関しては未請求対象者数の状況を踏まえ、必要と思われるところに追加対策を実施したことにより 2.07％と未達ではあるが直近５年間の中で最も多い人数に支払うことができた。 請求者数 R3： 1,613 人 R4： 1,715 人 R5： 1,615 人 R6： 1,784 人 R7： 2,047 人 ・３年経過後の未請求退職金額の割合を毎年度 0.5％以下とすることに関しては 0.65％と未達であったが、直近５年間の中で最も多額の支払いができた。 退職金支払額 R3： 997 百万円 R4：1,008 百万円 R5：1,179 百万円 R6：1,047 百万円 R7：1,406 百万円 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 確実な退職金の支給に向けて、原因分析を行い、引き続き未請求者に対する請求手続きの要請を行うなど、状況に応じた取組を行う必要がある。 〈令和６年度業務実績評価結果の反映状況〉	
--	---	--	--	--	---	--

	の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。 〔目標設定等の考え方〕 平成28年の制度改正（企業間通算制度の期間延長（退職後2年以内→3年以内））に伴う未請求率の上昇傾向が緩和し、定常状態に近づいていることから、未請求者数及び未請求退職金額の推移に基づく推計を踏まえ、指標の水準を設定することとする。	利用者の意見等を踏まえ、継続的に改善を行う。 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 イ 共済契約者に対する働きかけ i) 加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。 ii) 年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii) 「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力	① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、2025（令和7）年度においては、以下の取組を行った。 イ 共済契約者に対する働きかけ i) 新規及び追加加入の被共済者に対して、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成、共済契約者に送付し、加入したことを被共済者へ必ず通知するよう要請した。 共済契約者数 10,621所 被共済者数 353,206人 ii) 共済契約者を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 376,470所 被共済者 3,589,722人 発送日 5/8～5/16 ・年1回共済契約者に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」及び「加入状況のお知らせ」の令和8年度分作成・発送業務について一般競争入札（最低価格落札方式）を行い業者を決定した（10/27、3者応札）。 iii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記入するよう要請した。この結果、令和7年度末における「被共済者退職届」の住所情報記載比率は、98.26%であった。 また、「被共済者退職届」に住所情報の記入がなかった共済契約者に対し、未請求担当部署を通じて住所等の情報提供を依頼した。	より早い請求対応を促すため、未請求者数が多い10万円～50万円の対象者に対して5月に、500万円以上の対象者には7月に請求勧奨を行った。 さらに未請求者の手続き負担軽減のため、以下の取組を行った。 退職後3か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、9月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、12月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（令和7年度：98.26%）。	
--	--	--	--	---	--

		要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。	し、他部署と連携し個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過前、2年経過後、3年経過前及び5年経過前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記Ⅲ)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報の提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。	<評価の視点> ・退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を実施しているか。	ロ 退職者に対する働きかけ 退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○共済契約者から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。 ・請求手続要請 28,693人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 609所 1,053人 ・請求手続要請 307人 ○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 223所 454人 ・請求手続要請 19人 退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和5年度退職等の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 11,312人 ○令和6年度に引き続き、2年経過時点の未請求者を削減するため、例年2年経過後の未請求者に対して行っている分を前倒しして、退職金試算額50万円以上の対象者に請求手続きを要請した。 ・請求手続要請 1,056人 ○令和5年度退職等の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 1,052人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 36所 37人 ・請求手続要請 14人 退職後3年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和4年度退職等の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 4,532人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 18所 20人 ・請求手続要請 4人 退職後5年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和2年度退職等の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 1,995人 年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。 ○令和4年度退職等の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 524人 ○令和4年度及び5年度退職等の未請求者で令和7年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。	<評価の視点に対する措置> ・退職後3か月経過後、2年経過直前、2年経過後、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、例年実施している目標達成のための追加対策をすべて実施したうえで、令和6年度に引き続き令和7年度も、当該年度から2年経過時点の未請求者を削減するため、2年経過後の未請求者に対して請求勧奨要請を追加して行った。	
--	--	---	---	---	---	---	--

		ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。 ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。	ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。また、取得した住所情報を用いて請求手続を要請する。 ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。	・請求手続要請 1,123人 ○令和5年度退職等の未請求者で「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 81所 161人 ・請求手続要請 3人 ○令和4年度退職等の未請求者（5万円以上の対象者）に対し手続要請を実施した。 ・請求手続要請 2,006人 ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。 ・請求手続要請 254人 ii) 計画の未請求対策に加えて、例年実施している追加対策をすべて実施し、成果の検討を行った上で、さらに追加対策及び前倒しの対策も行った。 ○令和6年度に引き続き、さらなる追加対策として、令和6年度退職等者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備で回答がないため請求書を返送している者への手続要請（計画で退職後2年経過直前対策として実施）を前倒して実施した。 ・請求手続要請 179人 ○令和4年度退職等で低額未請求者に対し手続要請を実施した。 ・10万円～50万円対象者へ請求手続要請 1,570人 ・1万円～5万円対象者へ請求手続要請 1,474人 ○令和4年度退職等で高額未請求者に対し手続要請を実施した。 ・500万円以上の対象者へ請求手続要請 59人 ○令和4年9月末大口解約のグループ会社に対して、テレホンアプローチにより請求勸奨を依頼。 ・請求手続要請 7所 103人 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。		
--	--	---	--	--	--	--

	イ 周知の徹底等 i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。	イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書で事業所名をホームページの加入事業所名検索システムへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、見直しの要否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。	＜評価の視点＞ ・未請求者数縮減のための効果的な周知広報を実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。	イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、10,457件のうち、承諾を得られた5,690件について共済契約者名を追加掲載した。 【令和7年度末】292,942件 ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。 iii) 「中退共だより24号」にて確実な支給に向けての注意喚起を行った。 ロ 調査、分析 未請求者の手続き負担軽減のため、以下の取組を行った。 退職後3か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、9月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、12月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行った。 毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版（ホームページ上で公表）でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んだ。 ＜評価の視点に対する措置＞ 未請求者の手続き負担軽減のため、以下の取組を行った。 退職後3か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、9月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、	
--	--	--	---	--	---	--

						12 月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。	
--	--	--	--	--	--	---------------------------------------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－3	I 退職金共済事業 3 建設業退職金共済事業			
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項	
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 47 万 6,000 人以上とすること。 （理由） 建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。 【重要度 高、困難度 高】 （2）サービスの向上 ① 電子申請方式の利用促進 ② 業務処理の効率化 ③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 ④ 積極的な情報の収集及び活用 【指標】 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の 30%以上とすること。 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 （理由） 建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指 標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度		9年度		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	中期目標期間中の 新規被共済者目標 数	476,000人以上	5年度目標数 99,000人	6年度目標数 97,000人	7年度目標数 95,000人	8年度目標数 人		9年度目標数 人	予算額（千円）	66,773,116	76,228,962	76,212,905		
	新規被共済者数 【達成度】		105,230人 【106.3%】	97,515人 【100.5%】	93,842人 【98.8%】	人 【%】		人 【%】	決算額（千円）	66,087,295	66,826,736	67,068,607		

	中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数の比率	50%以上	-	-	-	-	%		経常費用（千円）	68,935,066	76,609,126	68,683,766		
	同上【達成度】		-	-	-	-	【%】		経常利益（千円）	27,560,673	△13,622,638	3,582,796		
	中期目標期間中に掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合	30%以上	5年度目標6%	6年度目標9%	7年度目標12%	8年度目標%	9年度目標%		行政コスト（千円）	68,935,066	76,609,189	68,686,477		
	同上【達成度】		4.97% 【83.3%】	6.40% 【75.8%】	9.78% 【73.8%】	% 【%】	% 【%】		従事人員数	59	59	60		
	目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	%	%							
	加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	回	回							
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】							
	長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済									
	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和4年度末361,995人	-	-	-	-	令和9年度末人減少（人）							
	長期未更新者のうち住所情報把握者に係る前中期目標期間の終了時からの減少率【達成度】	15%以上減少	-	-	-	-	%減少【%】							
	新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに減少させる【達成度】	13,000人以下	-	-	-	-	人【%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 建設業退職金共済事業	3 建設業退職金共済事業	3 建設業退職金共済事業		3 建設業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 加入促進対策の効果的実施については、効率的かつ効果的な加入促進対策として、関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。加えて、令和7年度は広報活動の一環として、ファミリーマートのFamilyMartVisionを活用し15秒の制度紹介動画を放映し労働者に向けて広く広報の実施を行った。さらに建退共各都道府県支部や元請企業、団体等と連携し建退共制度及び電子ポイント方式に関する説明会を全国規模で開催するなど、制度の普及及び加入勧奨に努めた結果、加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8％）となった。 共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。また、電子ポイント方式の普及に向けて「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の4つの枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に実施した。	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「加入促進対策の効果的な実施」について、関係官公庁及び関係事業主団体等の協力を得て加入勧奨を行ったが、目標を下回る結果となった。 「サービスの向上」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、令和7年9月22日から新システムを稼働させた。また、電子ポイント方式の普及に向けて「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の4つの枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に実施した。さらに、退職金ポイント還元キャンペーンを行うなどの取組により退職金ポイントの掛金納付率は増加傾向にある。 そのほかの指標については目標を達成した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。また、電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、推進アドバイザーの設置、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	加入者数（推計値）を基礎として、建設技能労働者数（推計値）及び2023（令和5）～2027（令和9）年度の各年度における建設技能労働者の増減率（推計値）を踏まえ、建設業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。 ※新規加入者数（推計値） 2022（令和4）年度：100,116人 【重要度 高】 建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページ等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ii) 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 iii) 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの「掛金	i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部、相談コーナーに備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページ及び業界専門紙において、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を行った。 また、令和6年度に続きポスター・パンフレット類の印刷物の調達を一括で行い、デザイン等の統一化を図るとともに、各広報資料に使用することで視覚的に建退共の広報資料であると分かるような取組を行った。（5月28日 委託業者決定） - パンフレット 384,474部 「建退共制度のあらまし」（外国語版含む） 42,057部 「建設行事業主の方へ」 81,539部 「共済契約者のみなさま」 918部 「建設現場で働く方へ」 106,886部 「制度の手引き」 2,035部 「電子申請リニューアル周知チラシ」 139,051部 - ポスター 11,988部 - HPに「建設業退職金共済事業月報」を毎月1回掲載 - HPにおける質問への回答 1,125件 - HPアクセス件数（トップページ） 1,891,981件 あわせて、機構のSNSによる制度の周知広報を実施した。 - 掲載回数 Instagram 6回、X（旧Twitter） 6回 計 12回 さらに、引き続き制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。 - 制度説明動画 19,917件 - 就労実績報告作成ツール操作動画 23,048件 - 電子ポイント方式導入関係動画 12,896件 - バナー広告:他のHPからのアクセス件数 9,189件 その他、（一財）建設業振興基金経営基盤整備支援センターが発行する、建設産業の魅力や担い手確保に関する取り組みを定期的に紹介する「人材協定期便」について、労働者用チラシを掲載し建設系学科を設置している工業高校、農業高校に向けて発送した。 - 労働者用チラシ 2,101部 ii) 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 - 広報記事の掲載依頼 (8/8) 1,789箇所 (うち記事の掲載 151箇所) - 広報資料の窓口備え付け依頼 (9/16) 3,037箇所 (うち備え付け 119箇所) また、（一財）建設業振興基金の協力により、建設キャリアアップシステム（CCUS）（以下「CCUS」という。）登録事業者に対し加入促進文書とパンフレットを送付した。（7/31 45,818件） 加えて、ハローワークと各職業能力関連施設等にCCUSと合同でパンフレット設置依頼し、あわせて、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。 - パンフレット設置依頼件数 664箇所 - YouTube アクセス件数 14,749件【再掲】 iii) 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの「掛金収納書」及び「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の徴収並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の要請を行い、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行った。	・Web開催 24回 出席者数 1,632人	
--	---	--	---	-----------------------------------	--

	収納書」及び「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の徴収並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の要請を行うとともに、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行う。 iv) マスメディアを活用した退職金共済制度及び電子申請方式の周知広報を集中的に実施する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請する。	収納書」及び「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の徴収並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の要請を行うとともに、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行う。 iv) マスメディアやW e b 広告等を活用した退職金共済制度及び電子ポイント方式（令和 6 事業年度計画等における「電子申請方式」をいう。以下同じ。）の周知広報を集中的に実施する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請する。特に建設キャリアアップシステム（C C U S）との連携を進める中で民間工事を含めた加入勧奨を行う。	・各都道府県支部へ普及促進措置の励行及び実施の要請 (9/26) ・都道府県・市区町村へ制度の普及徹底・適正履行確保要請 (9/26) 1,788 箇所 iv) マスメディアやW e b 広告を活用した退職金共済制度及び電子ポイント方式（令和 6 事業年度計画等における「電子申請方式」をいう。以下同じ。）の周知広報を実施した。 ・朝の時間帯にファミリーマートの FamilyMartVision において建設業従事者向けに制度を周知（10/14～10/27） ・業界新聞（4 社）へ電子ポイント方式広告による加入勧奨（11、12 月）4 紙×2 月分の計 8 回 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行った。 ・相談対応件数：5,724 件 ii) C C U S との連携を進める中で民間工事を含めた加入勧奨を行う。 ・（一財）建設業振興基金の協力により、C C U S 登録事業者に対し加入促進文書とパンフレットを送付（7/31 45,818 件）。【再掲】 元請事業主等に対し、建退共制度の普及協力依頼をいただくよう文書にて協力を要請し、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請することを検討。 ・元請事業主（大手） 30 社（10/14） ・パンフレット配布 <table><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>3 社</td><td>1,510 部</td></tr><tr><td>「建設事業主の方へ」</td><td>2 社</td><td>130 部</td></tr><tr><td>「電子申請リニューアル」</td><td>3 社</td><td>1,860 部</td></tr><tr><td>「ポスター」</td><td>5 社</td><td>288 部</td></tr></table> ・P D F 送信 <table><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>3 社</td><td>217 所</td></tr><tr><td>「建設事業主の方へ」</td><td>4 社</td><td>317 所</td></tr><tr><td>「電子申請リニューアル」</td><td>4 社</td><td>317 所</td></tr></table>	「建退共制度のあらまし」	3 社	1,510 部	「建設事業主の方へ」	2 社	130 部	「電子申請リニューアル」	3 社	1,860 部	「ポスター」	5 社	288 部	「建退共制度のあらまし」	3 社	217 所	「建設事業主の方へ」	4 社	317 所	「電子申請リニューアル」	4 社	317 所		
「建退共制度のあらまし」	3 社	1,510 部																								
「建設事業主の方へ」	2 社	130 部																								
「電子申請リニューアル」	3 社	1,860 部																								
「ポスター」	5 社	288 部																								
「建退共制度のあらまし」	3 社	217 所																								
「建設事業主の方へ」	4 社	317 所																								
「電子申請リニューアル」	4 社	317 所																								

				「ポスター」 3 社 217 所	
	iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。	iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 ・建設業許可業者リスト（経営事項審査受審業者リストを含む）を基に「未加入業者検索システム（建設業許可業者・経営事項審査受審業者）」により未加入業者を抽出し、ダイレクトメールにより加入勧奨を行う。 iv) 外国人労働者に対する加入勧奨・建設キャリアアップシステム及び一般社団法人建設技能人材機構（JAC）と連携しながら、建退共制度に未加入の外国人労働者を雇用している事業主に対し加入勧奨を行う。	iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 ・（一財）建設業振興基金の協力により、CCUS登録事業者に対し加入促進文書とパンフレットを送付。（7/31 45,818 件）【再掲】 CCUS登録事業所に対して、所属技能者の建退共被共済者情報の適切な登録依頼とともに未加入事業所については建退共制度加入の案内を行った。 ・ 今後は、従来からの加入促進対策の見直しを含めてより効率的かつ効果的な方法を検討していく。 加入促進対策委員会の委員から、ダイレクトメールの費用対効果や紙で送付することによる環境問題の指摘を踏まえ、令和6年度から段階的に広告代理店に委託をし、インターネット等を通じた広報・周知を積極的に実施しているところ、郵便料金が値上げしたため、ダイレクトメールによる加入勧奨に代わり、インターネットを活用した加入促進を一層進めていくこととし、令和7年度に建退共HPリニューアル、オンライン申請可能な手続きの範囲を拡大した。 また、CCUSとの連携を進める中での民間工事を含めた加入勧奨、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）（以下「JAC」という。）と連携しながら、未加入の外国人労働者を雇用している事業主に対して実施した加入勧奨を新しく実施している。 iv) 外国人労働者に対する加入勧奨 ・ CCUS及びJACと連携しながら、建退共制度に未加入の外国人労働者を雇用している事業主に対し加入勧奨を行うため、外国人労働者に向けた英語による制度紹介ページを作成し、ホームページに掲載するとともに、JAC会員企業向け発送文書に外国人労働者を雇用している事業主向けチラシを同封して発送した（5/31 16,860 件）。 加えて、JAC主催の第11回通常総会の場合において、建退共制度の周知を行った（10/28）。		
	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係機関等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 i) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 一般社団法人建設産業専門団体連合会主催の「令和7年度一般社団法人建設産業専門団体連合会 全国大会」（11/13 開催）において、加入勧奨等を行った。 ・ 協賛名義使用の許可を取得（9/16） ・ 資料への広告掲載を依頼（10/6） ・ パンフレット配布（10/16） 「建退共制度のあらまし」 500 部 「電子申請リニューアル周知チラシ」 500 部 i) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（192 回）。 ・ JAC主催の第11回通常総会の場合において、建退共制度の周知を行った（10/28）。 【再掲】		

		請する。 ii) 都道府県、市区町村が開催する各種会議において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 iii) 厚生労働省、都道府県労働局及び国土交通省が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。											
	ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料を作成、配布する。 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施する。 iii) 全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	ii) 都道府県、市町村が開催する各種会議において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請をした（19 回）。 iii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（13 回）。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 <table><tr><td>ポスター、パンフレット配布</td><td></td></tr><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>11,330 部</td></tr><tr><td>「労働者用チラシ」</td><td>415 部</td></tr><tr><td>「建退共ポスター」</td><td>10,930 部</td></tr></table> ii) 退職金共済制度及び電子ポイント方式の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の対象者を決定し、本部推薦を含めた企業・事業所に表彰状並びに記念品を贈呈した。 ・92 事業所 iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 ・加入促進強化月間実施要綱 10,905 部配布 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願（6/18） ・国土交通省宛後援名義使用許可願（7/2） ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付（9/1） ・職業訓練校・工業高等学校への制度周知依頼（9/1） ・業界団体専門誌広告掲載 15 回 ・業界新聞（4 社）へ加入促進強化月間広告の掲載（10/1） ・業界新聞（4 社）へ電子ポイント方式の広告を掲載（11、12 月）【再掲】 また、ホームページに特設サイトを設置し、退職金共済制度及び電子ポイント方式の周知広報を実施、さらに、未加入事業主に向けた 15 秒動画をホームページ及びSNS	ポスター、パンフレット配布		「建退共制度のあらまし」	11,330 部	「労働者用チラシ」	415 部	「建退共ポスター」	10,930 部		
ポスター、パンフレット配布													
「建退共制度のあらまし」	11,330 部												
「労働者用チラシ」	415 部												
「建退共ポスター」	10,930 部												

		iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催し、専門工事業団体等に対し、退職金共済制度の普及及び加入促進等について協力依頼を行う。 v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼する。あわせて、工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備付け・配布及び建退共現場標識の掲示を依頼する。 vi) 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。		で配信し、全国的な周知広報を展開した。 iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日 10/3（関係団体 60 団体中、28 団体出席） 依頼事項 ・加入促進活動について ・電子申請専用サイトのリニューアルについて ・電子ポイント方式におけるインセンティブ付与について あわせて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進及び未加入事業所に対する加入勧奨協力依頼文書を送付した。 ・要請件数 30 社（10/14） v) 元請事業主に対し未加入下請事業主への加入指導及び事務受託の推進を依頼した。あわせて、工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布のための周知依頼を行い、備え付け・配布を行った。 ・「建設現場で働く方へ」 6,388 部 vi) 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。 ・業界専門紙（4 社）への掲載依頼 加入促進強化月間広告及び電子ポイント方式の普及促進に貢献のあった大手企業に理事長表彰を実施し、トップインタビュー記事を掲載（10/1）。		
	② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見等も積極的に収集し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。	② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策委員会を四半期ごとに開催し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証を行った。 第 1 回加入促進対策委員会（6/5） ・加入促進及び履行確保活動について ・電子ポイント方式の利用促進に関する活動について 第 2 回加入促進対策委員会（9/5） ・次期電子申請システムの概要 ・システム移行期間における就労実績報告作成ツールを利用した掛金納付の操作方法について ・CCUS との連携強化の概要 第 3 回加入促進対策委員会（12/15） ・「建退共制度検討会議報告書」を送付し、第 4 回加入促進対策委員会に意見等を頂戴することを依頼。			

					第４回加入促進対策委員会（2/9） ・加入促進及び履行確保活動について ・建退共制度検討会議報告書について ・電子ポイント方式の利用促進に関する活動について		
	③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とする。	③ 加入目標数 2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を9万5,000人以上とする。	③ 加入目標数 令和7年度の加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8%）となった。	③ 加入目標数 令和7年度の加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8%）となった。	③ 加入目標数 令和7年度の加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8%）となった。		
（２）サービスの向上 【重要度 高】 【困難度 高】	（２）サービスの向上 【重要度 高】 【困難度 高】	（２）サービスの向上	（２）サービスの向上	（２）サービスの向上	（２）サービスの向上		
① 電子申請方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。	① 電子申請方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を図る。 具体的には、事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などニーズに応じたオーダーメイド型の説明会の開催、電子申請専用の相談窓口を設け集中的に普及促進を図るモデル地区の設置、既存の共済契約者に対し、電子申請方式の利用者IDを交付するような仕組みの構築をするととも	① 電子ポイント方式の利用促進等 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図る。	＜評価の視点＞ ・建退共制度における確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図ったか。	① 電子ポイント方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。 また、電子化に慎重な事業者や、電子化困難な事業所等については、より手厚いフォローアップが必要なことから、そのための支援メニューや支援体制の整備について検討を始めた。 その他、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の4つの枠組みを活かした取り組みは、以下のとおり。 【金融機関サポート型】 ・金融機関において電子ポイント方式のパンフレット設置（全22行） ・常陽銀行と共催で掛金納付電子化セミナーを実施（全4回） 【発注者推奨型】 ・地方整備局が主催したCCUS処遇改善推進協議会において、電子ポイント方式のメリット等を説明し、発注者側の理解を深めてもらうとともに電子ポイント方式の推奨を依頼した。 - 中部地方整備局（1/30） - 東北地方整備局（2/12） - 中国地方整備局（2/16） - 関東地方整備局（2/19） 【地域企業リーダーシップ型】 ・宮城県庁、東北地方整備局、および宮城県建設業協会を訪問し電子ポイント方式の協力を依頼 ・宮城建設女性の会の会員等へ電子化セミナーの開催を実施（3/10）	＜評価の視点に対する措置＞ ・事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 ・通常開催26回（対面0回/Web19回/対面+Web7回）出席者数1,953名 ・支部独自開催36回（対面33回/Web1回/対面+Web2回）出席者数894名 ・元請企業・団体開催6回（対面0回/Web4回/対面+Web2回）出席者数200名		

	に、申請件数の多い共済手帳の更新手続等について、オンラインを活用した仕組みで申請するシステムの構築を目指す。 あわせて共済契約者が保有する建設業許可番号等を活用することで、共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化を図る。 さらに、建設キャリアアップシステム（CCUS）との更なる連携強化や就労実績報告作成ツールの機能改善を図る。 以上の取組により、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とするとともに、電子申請方式による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額（※）の30%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	イ 事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などの説明会参加対象者に対し、電子ポイント方式の概要や基本的な操作のほか、元請下請間の事務負担の軽減を図るため建設キャリアアップシステムとのデータ連携など、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催する。 ロ 電子ポイント方式の普及促進を図るモデル地区において、同方式の普及促進活動を集中的に実施した2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、更なる効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検証する。 ハ 事務手続についても、より分かりやすく、かつ使いやすいオンラインを活用した仕組みで申請するシステムを導入する。 ニ 電子申請専用サイトにおいて	・奈良県建設業協会において電子化セミナーの開催に係る説明を実施（2/19） 【大手企業D X推進型】 ・大手特別共済契約者に対し、訪問等により電子ポイント方式の利用促進及び導入を依頼 ・電子ポイント方式未導入の大手特別共済契約者にヒアリングを行い、導入に向けた課題及び対策についての認識を共有 ・既に電子ポイント方式を導入している大手特別共済契約者に対し、導入までの経緯や取組及び現在の課題等についてヒアリングを実施 イ 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 <table><tr><td>・ 通常開催</td><td>26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回） 出席者数 1,953 名</td></tr><tr><td>・ 支部独自開催</td><td>36回（対面 33回/W e b 1 回/対面+W e b 2 回） 出席者数 894 名</td></tr><tr><td>・ 元請企業・団体開催</td><td>6 回（対面 0 回/W e b 4 回/対面+W e b 2 回） 出席者数 200 名</td></tr></table> （電子ポイント方式利用促進のためのモデル地区における取組） ロ 2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、電子ポイント方式の更なる普及促進を図る為、また同方式の普及促進活動を集中的に実施することを目的とし、外部のコンサルティング会社に協力を仰ぎ、モデル地区の再選定に向けて打ち合わせを行い、効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検討した。 ハ 令和7年9月22日にリニューアルされた電子申請専用サイトにおいて、ユーザーが見やすくかつ使いやすくする他、簡易的なエラーチェックを実施した上でオンライン申請ができるようにする等機能を備えた上で、9月30日からすべての手続きについて、オンライン申請を可能とした。 （電子ポイント方式利用促進のためのシステム改善） ニ 共済契約者からの意見を踏まえ、利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。	・ 通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回） 出席者数 1,953 名	・ 支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1 回/対面+W e b 2 回） 出席者数 894 名	・ 元請企業・団体開催	6 回（対面 0 回/W e b 4 回/対面+W e b 2 回） 出席者数 200 名	＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。 ＜令和6年度業務実績評価結果の反映状況＞ 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。また、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業D X推進型」の4つの枠組みを活かした取り組みを実施した。さらに、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を実施しポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者
・ 通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回） 出席者数 1,953 名									
・ 支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1 回/対面+W e b 2 回） 出席者数 894 名									
・ 元請企業・団体開催	6 回（対面 0 回/W e b 4 回/対面+W e b 2 回） 出席者数 200 名									

		は、共済契約者からの意見を踏まえ、2025（令和7）年秋のリプレースに向けて利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行う。 また、デモサイトを用いた操作説明会を開催するなど、リプレースに合わせて支部及び共済契約者に周知を図る。		主な改善点は以下のとおり。 ・就労報告からポイント充当処理までをWEB上で完結 ・CCUSの工事情報及び就労報告の連携をWEB上で完全連携 ・就労報告及びCCUS連携における処理完了までの期間を短縮 また、CCUSとの更なる連携強化を図るため、CCUSを運営する（一財）建設業振興基金との連携会議を定期的に実施した。 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。【再掲】 <table><tr><td>・通常開催</td><td>26回（対面 0回/WEB 19回/対面+WEB 7回） 出席者数 1,953名</td></tr><tr><td>・支部独自開催</td><td>36回（対面 33回/WEB 1回/対面+WEB 2回） 出席者数 894名</td></tr><tr><td>・元請企業・団体開催</td><td>6回（対面 0回/WEB 4回/対面+WEB 2回） 出席者数 200名【再掲】</td></tr></table> ホ 電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を以下のとおり実施した。 ・対象期間 令和7年10月から令和8年3月 ・対象者 退職金ポイント購入を行った全ての共済契約者 ・ポイント還元率 対象期間内に購入された退職金ポイントの2%（CCUSとのデータ連携を行う工事においては5%） ポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。 以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和7年度3月時点において9.78%となった。	・通常開催	26回（対面 0回/WEB 19回/対面+WEB 7回） 出席者数 1,953名	・支部独自開催	36回（対面 33回/WEB 1回/対面+WEB 2回） 出席者数 894名	・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/WEB 4回/対面+WEB 2回） 出席者数 200名【再掲】	は401社となった。	
・通常開催	26回（対面 0回/WEB 19回/対面+WEB 7回） 出席者数 1,953名											
・支部独自開催	36回（対面 33回/WEB 1回/対面+WEB 2回） 出席者数 894名											
・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/WEB 4回/対面+WEB 2回） 出席者数 200名【再掲】											
② 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要	② 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の	② 業務処理の効率化 ホ 電子ポイント方式の普及拡大に向けて、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策を検討する。 以上の取組により、2025（令和7）年度中に電子ポイント方式による掛金の原資（退職金ポイント）の額を掛金収入額（※）の12%以上とする。（※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	＜定量的指標＞ ・2025（令和7）年度中に電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の12%以上とすること。 ＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び	② 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、簡易・迅速に行えるように、9月30日から全ての手続きにおいてオンライン申請が可能となったことに伴い、各都道府県支部へオンライン申請の利用手順についての説明会を行った。	・各都道府県支部及び大手共済契約者の協力のもと、電子ポイント方式の利用促進等に向けた説明会を実施したこと等により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和7年度3月時点において9.78%となった。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者が行う諸手続について、簡易・迅速に行えるように、9月30日から全ての手続きにおいてオンライン申請が可能となったこと							

	に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	再点検を行い、見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページや電子申請専用サイトから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	の再点検を行い、今後、ホームページや電子申請専用サイトから加入者が行う諸手続について、簡易・迅速に行えるように検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 <定量的指標> ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討するために、コンサルティング業者との契約を締結した。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	に伴い、各都道府県支部へオンライン申請の利用手順についての説明会を行った。 ・退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	
	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点から、ホームページや電子申請専用サイトの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続きサービスの向上を図る。 また、制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ掲載の Q & A に反映する。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。特に電子ポイント方式に係る相談等については、専用のコールセンターによりきめ細やかな対応を行う。 また、制度・手続に関する照会等について回答の標	<評価の視点> ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、電話及びコールセンターによりきめ細やかな対応を行った。 相談対応件数： 5,724 件【再掲】 コールセンター件数： 28,418 件 ホームページの Q & A 件数： 1,083 件	<評価の視点に対する措置> ・ホームページのコンテンツ作成業務を調達し、ホームページのリニューアルに向けて各課担当で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和 8 年 3 月 25 日にリニューアル版のホームページを公開した。 また、加入者等に対する個別の相談業務については、電話及びコールセンターによりきめ細やかな対応を行った。	

			準化を図り、ホームページ掲載のQ & Aに反映する。				
		ロ 加入者等の手続に係るユーザビリティの改善及び視認性の向上のため、ホームページの再構築を行う。 また、アクセスユーザーのニーズを収集・分析することにより、ホームページの内容の充実化、効果的かつ戦略的な加入促進対策につなげる。	ロ 令和6年度に実施したニーズの分析及びコンテンツの見直し等の調査検討業務において確定した方針やサイト構成などを踏まえ、電子申請専用サイトのリブレース時期に合わせてホームページの再構築を行う。		ロ ホームページのコンテンツ作成業務を調達し、ホームページのリニューアルに向けて各課担当者で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和8年3月25日にリニューアル版のホームページを公開した。		
		ハ 電子申請専用サイトにおいては、連絡通知機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行うとともに、共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上に努める。	ハ 電子申請専用サイトにおいては、連絡通知機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行うとともに、共済契約者からの意見・要望をとりまとめ、分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上に努める。		ハ 電子申請専用サイトの連絡機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行った。 また、共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、電子申請専用サイトの改修に反映させた。 さらに、電子ポイント方式専用のコールセンターを通じて受けた要望等を、システムの改善及びホームページ掲載の各種マニュアルに反映させるなど、利便性の向上に努めた。		
	④ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることに	④ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。	④ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見等を聴取する。		④ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ・中退共・特退共合同参与会（9/1、3/26） ・運営委員会・評議員会（6/27、3/13） ・財務問題・基本問題検討委員会（6/27、11/18）		

	より、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 ・電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請方式の利用者IDを交付する仕組みを構築することを通じて利用促進を図ること等を考慮し、指標を設定する。 ※電子申請専用サイトログイン率4.9%、掛金収入額における	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整理・分析するとともに、毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望及び各種統計等の情報を整理・分析する。その結果を踏まえて対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。 ハ アクセスマーザーのニーズを収集・分析することにより、ホームページの内容の充実化、効果的かつ戦略的な加入促進対策につなげる。 【再掲】	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整理・分析するとともに、加入者、関係団体等の意見・要望及び各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ハ 令和6年度に実施したニーズの分析及びコンテンツの見直し等の調査検討業務において確定した方針やサイト構成などを踏まえ、電子申請専用サイトのリブレース時期に合わせてホームページの再構築を行う。 【再掲】	<定量的指標> ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 <評価の視点> ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	ロ 加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業月報（毎月） ・事業年報（10月） また、令和7年3月の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、建設労働者等の技能レベル等に応じた処遇改善に資するよう、複数掛金制度のあり方についても検討を進め、退職金額の水準の向上等を図ることとされたことを受け、令和7年4月に建退共制度検討会議を理事長の検討会として設置し、計4回にわたる議論を経て、複数掛金制度、民間工事への普及拡大、電子化の推進について報告書を取りまとめた。当該報告書については厚生労働省に提出するとともに、ホームページ等で公表した。 建退共制度検討会議（4/25、5/29、6/24、9/19） ハ ホームページのコンテンツ作成業務を調達し、ホームページのリニューアルに向けて各課担当で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和8年3月25日にリニューアル版のホームページを公開した。【再掲】	・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 <評価の視点に対する措置> ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った結果、各機関と調整を行った。	
--	---	---	---	---	--	--	--

退職金ポイントの額の比率 3.1％（2022（令和4）年12月現在） ・前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22日 ・建設業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。 【重要度 高】 建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るもの							
--	--	--	--	--	--	--	--

	の、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。						

	被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。					
	イ 加入者全体を対象とした取組	イ 加入者全体を対象とした取組		イ 加入者全体を対象とした取組		
	i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。	i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。		i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 通知件数 93,842 人 更新件数 619,284 件		
	ii) 加入者、退職者に加え、住所把握した長期未更新者等についても名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、追加支給等を行い、退職金の支給漏れを防止する。	ii) 新規加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、追加支給等を行い、退職金の支給漏れを防止する。	<評価の視点> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。	ii) 新規加入者及び退職者に対する重複チェックを行った。 ・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者には重複可能性調査票を送付し、重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消した。 (新規加入者に対する重複チェック) 令和7年度新規加入者 93,842 人 うち重複加入者 1,643 人 ・被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者には就労事業所調査書を送付し、重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは追加支給を行った。 (退職者に対する重複チェック) 令和7年度退職者 61,451 人 うち追加支給者 332 人 支給額 60,705 千円 iii) 公共事業発注機関に対し、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底に関する指導要請を行った。 ・都道府県・市区町村へ制度の普及徹底・適正履行確保要請(9/26) 1,788箇所 【再掲】 また、事業主団体の広報誌等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行った。 「全建ジャーナル」ほか5誌に19回掲載 iv) 長期未更新者の削減策としてマスメディアを活用した広報を実施した。 ・岐阜新聞(8/27) ・福島民報(9/22) ・福島民友新聞(9/22) ・北海道新聞(11/7)	<評価の視点に対する措置> ・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消した。 また、被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止した。 (退職者に対する重複チェック) 令和7年度退職者 61,451 人 うち追加支給 332 人 支給額 60,705 千円 ・重複加入が疑われる被共済者に対し加入時には重複可能性調査票を送付し、退職時には	
	iii) 工事現場における「建退共現場標識」、ハローワークや各種説明会等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行う。	iii) 工事現場における「建退共現場標識」、ハローワークや各種説明会等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行う。				
iv) マスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて問合	iv) テレビ、新聞などマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリー	・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し			・重複加入が疑われる被共済者に対し加入時には重複可能性調査票を送付し、退職時には	

	せを受け付け、退職金の有無に関する調査を実施する。 ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ii) i) の要請から2年経過した時点で手続を行っていない者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要	ダイヤルにて問合せを受け付け、退職金の有無に関する調査を実施する。その結果を踏まえ、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 ii) i) の要請(2023(令和5)年度実施)から2年経過した時点で手続を行っていない者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要	注意喚起を実施しているか。 ・マスメディア等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	・北國新聞 (12/1) ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。 長期未更新者調査(令和3年度に共済手帳の更新が行われた者のうち、令和6年度末に至るまで共済手帳の更新が行われていない者を対象)を実施し、調査対象被共済者23,379人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者9,529人(納付実績24月以上)に対し、退職金請求手続の要請等(1/13)を行うとともに、電子申請システムの連絡通知機能を活用し、共済契約者に対し長期未更新者調査等実施の周知要請を行った(5/28・6/3・6/24・6/25)。 ・手帳更新した者 3,349人 ・退職金請求した者 1,810人 ・就労中と確認できた者 3,645人 ・住所不明の者 121人 ・動きのない者 14,454人 ii) i) の要請(令和5年度実施)から2年経過した時点で手続を行っていない者8,224人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者8,038人(納付実績12月以上)に対し、退職金請求等の手続をとるよう再度要請した(9/18)。 ・手帳更新した者 508人 ・退職金請求した者 624人 ・住所不明の者 169人 ・動きのない者 6,923人 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者837人(納付実績12月以上)に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請した(10/17)。 ・手帳更新した者 14人 ・退職金請求した者 149人	就労事業所調査書を送付し、注意喚起を実施した。 ・業界団体機関誌(5誌・19回)への広告掲載により注意喚起を行った。 さらに公共事業発注機関(1,788箇所)に対し、共済手帳の更新及び退職金の請求に関する注意喚起が記載されている「建退共現場標識」の掲示徹底を工事受注業者に指導するよう要請を行った。	
--	--	---	--	---	--	--

	請する。 また、前中期目標期間に75歳に達した者への要請を行った者のうち、手続を行っていない者に対し、再度要請する。 iv) 被共済者のうち70歳に達した者で、かつ住所が把握できている者に対し、掛金納付状況等の通知を行う。 v) 住所が把握できた長期未更新者全員に対し、退職金請求等の手続をとるよう要請する。(i、ii、iii、ivの対象者除く) vi) これまでに退職金請求等の手続をとるよう要請した者のうち手続を行っていない住所が把握できた長期未更新者に対し、再度要請するためのシステムを開発する。 ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知する。 また、過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済	請する。 iv) 被共済者のうち70歳に達した者で、かつ住所が把握できている者に対し、掛金納付状況等の通知を行う。 v) 住所が把握できた長期未更新者に対し、順次、退職金請求等の手続をとるよう要請する。(i、ii、iii、ivの対象者を除く) ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知する。 i) 初めて電子ポイント方式により掛金充当されたとき。 ii) 掛金納付実績1年目(12月)となったとき。 iii) 掛金納付実績	iv) 被共済者のうち70歳に達した者で、かつ住所が把握できている者10,318人(納付実績12月以上)に対し、掛金納付状況等の通知を行った(12/9)。 v) 今まで対象としていなかった大手・任意組合・事務組合に所属する長期未更新者で、かつ住所が把握できている被共済者546人(納付実績12月以上)に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請した(10/17)。 ・手帳更新した者 11人 ・退職金請求した者 23人 ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知した。 i) 初めて電子ポイント方式により掛金充当されたとき。 ii) 掛金納付実績1年目(12月)となったとき。 iii) 掛金納付実績5年目ごと(60月、120月・・・)となったとき。 通知件数：180,487人 なお、掛金納付実績の内訳として、従前合計欄のみであったところ、新たに電子ポイント欄・証紙欄を設けた。(10月) また、過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させるべく新たに令和7年度に長期未更新者調査対象となる2年間未更新の被共済者がいる最終手帳更新事業所(6,280所)に、手帳更新手続きを要請した(2/19)。		
--	---	---	---	--	--

	者の数を中期目標期間の最終年度までに 13,000 人以下に減少させる。	5 年目ごと（60 月、120 月・・・）となったとき。 また、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる。		その結果令和 7 年度においては中期計画において指標としている 13,000 人以下に減少させることができた。 令和 8 年度も、引き続き新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる方策等を検討することとしている。		
② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組	② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組	② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組		② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組		
共済契約者に対し、過去 2 年間手帳の更新をしていない被共済者の手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた確実な共済証紙の貼付や就労実績の登録による退職金ポイントの充当のための周知及び取組を促進すること。	過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに 13,000 人以下に減少させる。【再掲】	過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる。【再掲】		過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させるべく新たに令和 7 年度に長期未更新者調査対象となる 2 年間未更新の被共済者がいる最終手帳更新事業所（6,280 所）に、手帳更新手続きを要請した（2/19）。その結果令和 7 年度においては中期計画において指標としている 13,000 人以下に減少させることができた。 令和 8 年度も、引き続き新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる方策等を検討することとしている。【再掲】		
【指標】 ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続きをとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新	イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うよう要請する。	イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うようチラシを同封した文書により要請する。	<評価の視点> ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。	イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うようチラシを同封した文書により要請した（5/28・7/25・11/27・3/19・3/23）。 要請件数：21,365 事業所	<評価の視点に対する措置> ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対し、文書を送付するタイミングで、チラシを同封する等、年間を通して満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。	
				新たに長期未更新者に該当することになる被共済者数 令和 5 年度末 13,212 人 令和 6 年度末 15,502 人 令和 7 年度末 12,827 人		
				新たに長期未更新者に該当することになる被共済者数 令和 5 年度末 13,212 人 令和 6 年度末 15,502 人 令和 7 年度末 12,827 人		

者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。特に、住所情報把握者については前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少させること。 ・過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させること。 〔目標設定等の考え方〕 ・共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 373,568 人、 2020（令和2）年度末 370,498 人、 2021（令和3）年度末 364,418 人、 2022（令和4）年12月末 362,832 人	ロ 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底する。	ロ 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準について、建設業の働き方改革等による就労実態の変化に合わせるため2024（令和6）年度に改正した基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底する。		ロ 2024（令和6）年度に改正した基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を通じて適宜情報提供を行った。 ・加入・履行証明発行枚数 80,474 枚		
--	--	--	--	---	--	--

・一定期間以上、手帳更新がされていない場合、適正な掛金充当が行われていない可能性があることや、満了・未満了を問わず手帳の更新期間を2年とする運用を新たに始めたことを踏まえ、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対し手帳の更新の要請及び周知を行うことで、長期未更新者に該当することを未然に防止する。							
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 4 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 270 人以上とすること。 （理由） 清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	
中期目標期間中の新規被共済者目標数	270 人以上	5 年度目標数 70 人	6 年度目標数 60 人	7 年度目標数 50 人	8 年度目標数 人	9 年度目標数 人	予算額（千円）	239, 771	232, 558	235, 342			
新規被共済者数【達成度】		75 人 【107. 1%】	78 人 【130. 0%】	77 人 【154%】	人 【%】	人 【%】	決算額（千円）	171, 296	165, 320	177, 931			
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22 業務日 以内に全数 支給	100%	100%	100%	%	%	経常費用(千円)	161, 136	180, 473	170, 032			
加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回 以上	1 回	1 回	1 回	回	回	経常利益(千円)	29, 192	△82, 845	△30, 093			
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】	行政コスト（千円）	161, 136	180, 474	170, 042			
							従事人員数	8	8	8			
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済									

	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和 4 年度 末 2,907 人	—	—	—	—	令和 9 年度末 人減少 (人)			
--	--	-------------------------	---	---	---	---	------------------------	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	4 清酒製造業退職金共済事業	4 清酒製造業退職金共済事業	4 清酒製造業退職金共済事業		4 清酒製造業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 加入促進対策の効果的实施に関しては、清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和7年度末において、すでに90%以上が清退共制度に加入している。令和7年度は未加入事業所86所に対し、加入勧奨の際に本格焼酎・泡盛を製造する事業所向けのパンフレットを添付し発出したほか、既加入の全事業所（休業除く）1,740所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどの対策を講じた。 確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、主な対策として新規加入時に住所を把握し、加入したことを本人に通知(77件)するとともに、手帳更新時にも住所を把握し、システムに登録(772件)している。 その上で、未更新期間が3年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続をとるよう要請し、2年経過後にもフォローアップ調査を実施した（調査合計16件）。 以上のとおり、評価	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。 〔目標設定等の考え方〕 新規加入者数の直近3か年平均値（令和2・3年度は実績値、令和4年度は推計値）を基礎として、労働力需給の推計（独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給モデル（2018年度版）【成長実現・労働参加進展シナリオ】による将来推計」）にお	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係機関等（関係官公庁、関係事業主団体等）との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係機関等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。	＜評価の視点＞ ・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、以下の加入促進対策を講じた。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、下記事項について、他の退職金共済事業と同一の依頼先については、各事業本部間で連携して実施した。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報誌等への記事掲載状況は以下のとおりである。 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9/26掲載） 「全国酒類製造名鑑」（12月掲載） ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ・能登杜氏組合 「組合員名簿」（12月掲載） ・日本酒造杜氏組合連合会 「日杜連情報」（1月掲載） さらに、動画の作成を行いSNSのInstagram・X（旧Twitter）上で活用した。投稿回数（12回）	の指標について令和7年度は全て達成していることを踏まえ、B評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和6年度末において、免許事業所1,895所（令和6年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,749所（令和6年度末92.3%）がすでに清退共制度に加入している。 令和7年度は、既に加入している全事業所（休業除く）に対して、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。	
--	--	--	---	--	--	--	--

る労働力人口の減少率及び清酒製造業における非正規労働者割合の減少率（国税庁「清酒製造業の概況」）を用いた推計を踏まえ、清酒製造業における事業主の加入状況等も考慮し、指標を設定することとする。 ※新規加入者数 2020（令和2）年度：65人、2021（令和3）年度：101人、 2022（令和4）年度推計：54人 【重要度 高】 清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii）酒類等製造免許（清酒・単式蒸留焼酎・みりん）の新規取得事業所及び未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、未加入事業所が比較的多い単式蒸留焼酎、みりんを品目とする事業所への加入勧奨に注力する。 iii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii）酒類等製造免許（清酒・単式蒸留焼酎・みりん）の新規取得事業所及び未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、未加入事業所が比較的多い単式蒸留焼酎、みりんを品目とする事業所への加入勧奨に注力する。 iii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係機関等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の		ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。 ・相談員連絡会議開催（5/28） ii）12月に全国酒類製造名鑑2025年版から抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）の名簿を整理したうえで、個別事業主に対し日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名による加入勧奨を実施した。 （全国酒類製造名鑑から抽出） 86事業所 iii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（7/22 1,740所）。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 各都道府県支部に対し、国税庁及び日本酒造組合中央会が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行うよう要請した。 なお、日本酒造組合中央会の協力により、以下の対応を実施した。 ・九州本格焼酎協議会の通常総会において、制度説明を実施（9月）		
--	---	---	--	---	--	--

	を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とする。	普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を50人以上とする。	<定量的指標> ・2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を、50人以上とする。	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省、国税庁、日本酒造組合中央会等に対して加入促進強化月間実施の協力依頼を行うとともに支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3件 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9/26掲載） ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ○NHK（54支局）への放送（映）依頼 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の見直しの実施にあたり、日本酒造組合中央会からの加入促進に係る意見を踏まえ、主に比較的未加入の多い本格焼酎・泡盛を製造する事業所に特化した取組として、引き続きイベントにおいて同リーフレット等を配布、また、九州本格焼酎協議会の通常総会における制度説明及び加入勧奨を行うなどの、加入促進対策を実施した。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度の加入目標数50人に対し、新規加入者は77人となり加入目標を達成した（年度目標達成率154%）。	・2025（令和7）年度の加入目標数50人に対し、新規加入者は77人となり加入目標を達成した（年度目標達成率154%）。	
--	--	---	---	--	---	--

	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 窓口業務を行っている各都道府県支部や共済契約者及び被共済者からの意見等を伺い、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善できるかの再検討を行う。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。		(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・共済契約者証再交付申出書（紛失・棄損） ・共済手帳再交付申出書（紛失・棄損） ロ システムを含めた業務改善を行うため、日本酒造組合中央会と協議のうえ申請書の電子化や共済契約者に対するアンケート調査の結果を受けて、業務システムの再構築等について検討を行った。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を適宜行い、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・共済契約者証再交付申出書（紛失・棄損） ・共済手帳再交付申出書（紛失・棄損） ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。	
	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会等につ	＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 ＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ＜評価の視点＞ ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等によ	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について、ホームページを改修し反映させた。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページを改修し反映させた。 また、加入者等に対する個別の相談業務に	

済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 ・前中期目標の水準を、退職金	等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	いて回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	り、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ＜評価の視点＞ ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。 ・中退共・特退共合同参与会（9/1、3/26） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 ・事業季報 174 号（令和 7 年 1 ・ 2 ・ 3 月） ・事業季報 175 号（令和 7 年 4 ・ 5 ・ 6 月） ・事業季報 176 号（令和 7 年 7 ・ 8 ・ 9 月） ・事業季報 177 号（令和 7 年 10 ・ 11 ・ 12 月） ハ 運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。 ・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/5）	ついて、支部において判断が困難な事案は早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/5）	
---	---	---	---	--	--	--

請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22日 ・清酒製造業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底	＜定量的指標＞ ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ＜評価の視点＞ ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 前中期目標期間終了時 2,907人 令和8年3月末現在 2,818人（△89人） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 77人	・令和7年度は2回運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/5） ＜評価の視点に対する措置＞ ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	
---	---	---	--	---	---	--

	握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 ・共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去３年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数 24 月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 2,897 人、2020（令和２）年度末 2,913 人、2021（令和３）年度末 2,921 人、2022（令和４）年 12 月末 2,900 人	する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過している被共済者に対して現況調査を行い、住所が把握できた被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請するとともに、住所が把握できない被共済者に対しては、住民基本台帳ネットワーク等を活用した追跡調査を実施する。 ニ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者の手続をとるよう要請する。		する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者の手続をとるよう要請する。	ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録した。 ・更新件数 772 件 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（3/30）。 ・調査対象者数 10 事業所 10 人 また、上記の要請から２年経過後も、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/16）。 ・調査対象者数 6 事業所 6 人 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65 歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請した。 ・調査対象者数 3 人		
--	---	--	--	--	--	--	--

	全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ヘ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ト 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 チ 事業主団体の	ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。 チ ホームページ	<評価の視点> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。	ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行った。 ・通知件数 44人 ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行ったが、重複加入が疑われる対象被共済者はいなかった。 ・令和7年度退職者 135人 送付対象退職者 0人 ト 相談員連絡会の機会を通して、酒類業界関係者である相談員に対し、広報誌（会員名簿）による退職金請求勧奨について依頼した。 その他、以下の事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかけた。 ・ポスター配付（209枚） ・「酒造情報」9月号 ・日杜連情報（令和7年1月15日号） ・能登杜氏組合「組合員名簿」（12月掲載） チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意	<評価の視点に対する措置> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、退職時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、加入時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。 <評価の視点に対する	
--	--	--	---	---	---	--

	広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。 リ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ヌ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	喚起を行った。 リ マスメディアである醸界タイムス社における醸界タイムス（9/26 掲載）及び「2025 全国酒類製造名鑑」を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。	措置＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	
--	--	--	---	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	I 退職金共済事業 5 林業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 （1）累積欠損金の処理 【指標】 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 （理由） 累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度を高とする。 累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度を高とする。 【重要度 高】 （2）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 6,900 人以上とすること。 （理由） 林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成する	—	剰余金（欠損金）の水準が解消計画を大幅に上回った。 また、累積欠損金を解消した。	累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める目安額△654百万円を上回った。	剰余金（欠損金）の水準が解消計画を大幅に上回った。 また、累積欠損金を解消した。			予算額（千円）	2,013,245	1,967,790	2,071,103		
同上【達成度】		【達成】	【達成】	【達成】	【】	【】	決算額（千円）	1,727,304	1,751,674	1,671,019		
中期目標期間中の新規被共済者目標数	6,900人以上	5年度目標数 1,500人	6年度目標数 1,500人	7年度目標数 1,400人	8年度目標数 人	9年度目標数 人	経常費用（千円）	1,736,087	1,929,808	1,678,727		
新規被共済者数 【達成度】		1,550人 【103.3%】	1,404人 【93.6%】	1,362人 【97.3%】	人 【%】	人 【%】	経常利益（千円）	605,099	△259,336	169,566		
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	%	%	行政コスト（千円）	1,736,087	1,929,809	1,678,748		
加入者及び関係団体	毎年度1回	1回	1回	1回	回	回	従事人員数	8	8	8		

	等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	以上												
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】							
	長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済									
	中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和4年度末 2,110人	—	—	—	—	令和9年度末 人減少 (人)							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 林業退職金共済事業	5 林業退職金共済事業	5 林業退職金共済事業		5 林業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、累積欠損金を解消した直接の要因は上記のとおり運用収入を確保できたことであるが、令和3年10月の予定運用利回りの引き下げの効果及び①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 加入促進対策の効果的实施に関しては、国有林野事業受託事業体等における未加入事業	評定	B
						自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「加入促進対策の効果的实施」については、関係官公庁及び関係事業主団体等の協力を得て加入勧奨を行ったが、目標を下回る結果となった。 その他の指標については、目標を達成した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。		

						主に対して加入勧奨の文書を発出するとともに、既加入の全事業所3,261所に対して、期間雇用者を新たに雇入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。この結果、加入目標数1,400人に対して加入実績は1,362人、達成率97.3%となった。なお、林業従事者数は平成2年度約10万人のところ、令和2年度には約4.3万人に半減しており、森林・林業基本計画（R3.3月、林野庁）では、令和2年度以降は4.3万人の横ばいとなっている。さらに、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、年間就業日数209日以下の者の割合も減少が続いている。 確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、主な対策として新規加入時に住所を把握し、加入したことを本人に通知（1,362件）するとともに、手帳更新時にも住所を把握し、システムに登録（13,601件）している。 その上で、未更新期間が3年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続をとるよう要請し、2年経過後にもフォローアップ調査を実施した（調査合計72件）。 以上のとおり、おおむね目標を達成していることから、B評価とする。	
--	--	--	--	--	--	--	--

	（１）累積欠損金の処理 【重要度 高】 【困難度 高】 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。 【指標】 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 【目標設定等の考え方】 解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。 【重要度 高】 累積欠損金を	（１）累積欠損金の処理 【重要度 高】 【困難度 高】 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行う。また、見直し後の解消計画において、中期計画期間の最終年度に定める累積欠損金について着実に解消を図る。	（１）累積欠損金の処理 2024（令和6）年度に実施した財政検証等を踏まえて、当面、経費の削減を継続する。	＜定量的指標＞ ・「累積欠損金解消計画」に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 ＜評価の視点＞ ・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿って経費の削減を実施し、着実な累積欠損金の解消に努めたか。	（１）累積欠損金の処理 令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的行った。	・令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的行った。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的行った。	
--	---	--	---	--	---	---	--

	できる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度を高とする。						
	【困難度 高】 累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度を高とする。						
	（２）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	（２）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。	（２）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係機関等（関係官公庁、関係事業主団体等）との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林業退職金共済（以下「林退共」という。）制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。	<評価の視点> ・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	（２）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、以下の対策を講じた。 また、林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、他の退職金共済事業と同一の依頼先については、各事業本部間で連携して実施した。	<評価の視点に対する措置> ・国有林野事業受託事業体等における未加入事業主に対して加入勧奨の文書を発出するとともに、既加入の全事業所 3,261 所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」の実施に当たり事業主に対する加入指導の要請を行った。さらに林野庁本庁の展示スペースにポスター等の掲示依頼を行うなどの加入促進対策を講じた。	
	【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 6,900 人以上とすること。					<業務運営上の課題及び改善方策>	
[目標設定等の考え方] 令和４年度の新		イ 広報資料等に	イ 広報資料等に		イ 広報資料等による周知広報活動		

	規加入者数（推計値）を基礎として、林業従事者の見通し（林野庁「森林・林業基本計画に掲げる目標数値（令和3年3月）」）に基づき林業従事者数は一定とした上で、非正規労働者割合の減少率（農林水産省「森林組合一斉調査」）を用いた推計を踏まえ、林業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。 ※新規加入者数（推計値） 2022（令和4）年度:1,594人 【重要度 高】 林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	よる周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	よる周知広報活動 関係機関等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、9月に林野庁本庁の展示スペースにポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下のとおりである。 ・全国森林組合連合会「森林組合」（10月） ・宮崎県森林組合連合会「宮崎県森連会報 vol. 315」（7月）、「宮崎県森連会報 vol. 316」（10月） ・福岡県森林組合連合会「森連だより 8月号」 ・香川県森林組合連合会「労確センターだより 28号」（7月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会「第61回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（11月）「林材安全 920号」（10月） ・広島県林業改良普及協会「ひろしまの林業」（2月） さらに、動画の作成を行いSNSのInstagram・X（旧Twitter）上で活用した。 投稿回数（8回）	加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。 ＜令和6年度業務実績評価結果の反映状況＞ 目を通す機会をできる限り多く確保するため、また新規採用者の制度加入手続きの徹底を周知するために事業所宛ての加入勧奨文書を例年より発送を早め7月に送付した（7/31 3,261所）。	
		ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、林業関係団体に所属する未加入事業所への加入勧奨に注力する。 ii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、林業関係団体に所属する未加入事業所への加入勧奨に注力する。 ii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）林野庁と連携し、未加入事業所の名簿を整理した上で、国有林野事業受託事業体における未加入事業主に対し、文書等により加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」6所（1月） ii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（7/31 3,261所）。		

	iii) 一人親方が所属する労災保険特別加入団体一覧表を整理した上で、未加入団体に対する加入勧奨を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効	iii) 一人親方が所属する労災保険特別加入団体一覧表を整理した上で、未加入団体に対する加入勧奨を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係機関等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関等に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の	iii) 加入者数の大幅な伸びは見られなかったため、令和 7 年度は当該勧奨は実施していない。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、パンフレット等を配布し、かつ制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 ・ブロック林材業安全管理推進会議（北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）※実地・W e b 開催 7 所 ・全国林材業労働災害防止大会（林業・木材製造業労働災害防止協会） 1 所 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省、林野庁、関係事業主団体等に対して加入促進強化月間実施の協力依頼を行うとともに支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3 件 ・全国森林組合連合会「森林組合 10 月号」 ・林業・木材製造業労働災害防止協会「林材安全 920 号」 ・日本林業協会「森林と林業 11 月号」 ○NHK（54 支局）への放送（映）依頼 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施にあたり、林退共制度への加入について事業主に加入指導を推進するよう要請した。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の見直しの実施にあたり、林野庁、関係業界団体及び関係労働団体から		
--	--	--	--	--	--

		果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を6,900人以上とする。	効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を1,400人以上とする。	＜定量的指標＞ ・2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,400人以上とする。	の加入促進に係る意見を踏まえ、9月に林野庁本庁の展示スペースにポスター等の掲示依頼を行った。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度の加入目標数1,400人に対し、新規加入者は1,362人となり、加入目標を下回った（年度目標達成率97.3％）。		
	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うこ	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 窓口業務を行っている各都道府県支部や共済契約者及び被共済者からの意見等を伺い、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善できるかの再検討を行う。	＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・移動通算申出書（被共済者からの申出） ・移動通算申出書（共済契約者からの申出）	・2025（令和7）年度の加入目標数1,400人に対し、新規加入者は1,362人となり、加入目標を下回った（年度目標達成率97.3％）。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を適宜行い、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・移動通算申出書（被共済者からの申出） ・移動通算申出書（共

	とを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、費用対効果も含めて業務システムの再構築について検討した。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	済契約者からの申出) ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。	
② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	＜評価の視点＞ ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について、ホームページを改修した。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページを改修した。 また、加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。	
③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する		③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。 また、全国森林組合連合会からは、林業就業支援事業研修において制度説明を行う機会の提供を受けた。 ・中退共・特退共合同参与会（9/1、3/26）		

	上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 - 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 - 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 - 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間中（2018（平成 30）～2022（令和 4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22 日 - 林業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とする	意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見を随時調査等する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	意見等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望等を随時調査等する。 ハ 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	＜評価の視点＞ - 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。 ＜定量的指標＞ - 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。 - 事業季報 158 号（令和 7 年 1 ・ 2 ・ 3 月） - 事業季報 159 号（令和 7 年 4 ・ 5 ・ 6 月） - 事業季報 160 号（令和 7 年 7 ・ 8 ・ 9 月） - 事業季報 161 号（令和 7 年 10 ・ 11 ・ 12 月） ハ 運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者から意見・要望等を聴取し適切に対応する。 - 運営委員会（6/23、3/16 開催）	＜評価の視点に対する措置＞ 運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。（運営委員会 6/23、3/16 開催） ・令和 7 年度は 2 回運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。（運営委員会 6/23、3/16 開催）	
--	---	---	--	---	---	--	--

	こととする。 （４）確実な退職金の支給に向けた取組 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行う	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過している被共済者に対して現況調査を行い、住所が把握できた被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請するとともに、住所が把握できない被共済者に対しては、	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 ＜評価の視点＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 前中期目標期間終了時 2,110 人 令和８年３月末現在 2,017 人（△93 人） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 1,362 人 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録した。 ・更新件数 13,601 件 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した（3/30）。 ・調査対象件数 39 事業所 40 人 - また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期末更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/24）。 ・調査対象者数 26 事業所 32 人	＜評価の視点に対する措置＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	
--	--	--	--	---	--	--

	ことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 2,151 人、2020（令和2）年度末 2,125 人、2021（令和3）年度末 2,131 人、2022（令和4）年12月末 2,110 人	住民基本台帳ネットワーク等を活用した追跡調査を実施する。 ニ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。	るよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組みとして、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。	ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請した。 ・調査対象者数 13 人 ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行った。 ・通知件数 624 人		
--	--	---	--	---	--	--

	へ 新たに長期未更新者とさせないための取組みとして、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。	へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。	＜評価の視点＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。	へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行ったが、重複加入が疑われる対象被共済者はいなかった。 ・令和7年度退職者 1,245人 送付対象退職者 0人	＜評価の視点に対する措置＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、退職時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、加入時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。
	ト 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。	ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。		ト 事業主団体の広報誌、ポスター等による退職金の請求勧奨について各団体へ依頼した。 ・ポスター配付（368枚） ・全国森林組合連合会「森林組合」（10月） ・宮崎県森林組合連合会「宮崎県森連会報 vol.315」（7月）、「宮崎県森連会報 vol.316」（10月） ・福岡県森林組合連合会「森連だより8月号」 ・香川県森林組合連合会「労確センターだより28号」（7月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会「第61回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（11月）「林材安全 920号」（10月） ・広島県林業改良普及協会「ひろしまの林業」（2月）	
	チ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	＜評価の視点＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。
	リ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認		リ 振興山村市町村の広報誌を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請するため、振興山村市町村へ広報記事掲載依頼を実施した（7/11）。 ・通知件数 135自治体 ※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度	

		ヌ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。		1. 16 人/町歩未満等で、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が指定するもの。		
--	--	---	---------------------------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。 【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持するため、前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施する。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度1回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施する。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を1回以上実施するとともに、財形持家転貸融資の新規借入申込みに係る貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	<評価の視点> ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施しているか。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、審査業務の妥当性確保と迅速化に向けた取組を行ったか。 <定量的指標> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施した。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施した。 貸付決定までの審査期間については、貸付決定した172件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下で貸付決定した（平均審査処理期間4.14日）。	<評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、評価の指標についておおむね達成していることを踏まえ、B評価とする。 <評価の視点に対する措置> ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施するよう努めた。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を目的として、外部専門家による職員研修を実施した。 ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下（平均4.14日）で貸付決定した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 財形持家転貸融資の利用に向けて、引き続き原因分析を行い、状況に応じた取組を行う必要がある。 <令和6年度業務実績評価結果の反映状況> 財形持家転貸融資の	評定	B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「財形持家転貸融資の新規借入申込件数」については、以下の要因により目標を下回る結果となった。その他の指標については、目標を達成した。 ・住宅価格が高騰しており、また住宅着工件数が減少し続けていること。 ・住宅ローン市場において、変動金利型商品のシェアが最も高い状態が継続していること。 ・令和5年度以降の金利上昇局面において、資金調達と貸付金利の設定方法の制約から、民間金融機関の変動金利型の住宅ローンとの間で貸付金利の金利差が拡大したこと。 <業務運営上の課題及び改善方策> 財形持家転貸融資の利用促進に向けて、引き続き原因分析を行い、状況に応じた取組を行う必要がある。

和4）年度）における水準を指標とすることとする。 ※前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた平均処理日数（業務日） 5日						利用に向けて原因分析を行い、令和8年4月から実施する制度改善に係る規程改正を行った。
2 利用促進対策の効果的実施	2 利用促進対策の効果的実施	2 利用促進対策の効果的実施		2 利用促進対策の効果的実施		
（1）関係機関等と連携した利用促進対策	（1）関係機関等と連携した利用促進対策	（1）関係機関等と連携した利用促進対策	〈定量的指標〉 ・一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。	（1）関係機関等と連携した利用促進対策		・財形持家転貸融資の利用促進対策として、一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会への参加等の取組を31回行った。
財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、財形持家融資利用者の減少の要因を踏まえた以下の利用促進対策（あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る。）に取り組むことにより、中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とする。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、財形持家融資利用者の減少の要因を踏まえた以下の利用促進対策（あらゆる機会を捉えて、30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る。）に取り組むことにより、2025（令和7）年度における財形持家転貸融資の新規借入申込件数を360件以上とする。	・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計1,800件（うち、令和7年度においては360件）以上とすること。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、①～⑥の利用促進対策（計31回）に取り組んだ。しかし、住宅価格の高騰や、金利が上昇していること等の影響により、令和7年度における財形持家転貸融資の新規借入申込件数は172件となり、数値目標（360件）に対し達成率は47.8%にとどまった。		・財形持家転貸融資の利用者の減少を踏まえ、関係機関等と連携するなどし、利用促進に取り組んだ。 しかしながら、以下の要因により財形持家融資の新規借入申込件数は172件となり、目標達成率は47.8%にとどまったと考えている。 ○住宅価格が高騰しており、また住宅着工件数が減少し続けていること。 ○住宅ローン市場において、変動金利型商品のシェアが最も高い状態が継続していること。 ○令和5年度以降の金利上昇局面において、
	① 厚生労働省に登録している福利厚生会社と連携し、同社に出資する事業主等に対し財形持家転貸融資の利用促進を図る。	① 厚生労働省に登録している福利厚生会社と連携し、同社に出資する事業主等に対し財形持家転貸融資の利用促進を図る。				
	② 財形持家転貸融資の利用に	② 財形持家転貸融資の利用に				
				① 福利厚生会社と連絡会議を開催し、利用促進に係る取組等について協議した。		
				② 厚生労働省及び労働金庫連合会との連携により、明治大学にて学生向けのセミナーを開催し、財形制度の周知・勧奨を行った（計2回）。		

		つなげるため、資産形成のアドバイザーであるファイナンシャルプランナー等外部専門家に対しセミナーを開催するとともに、外部専門家が主催する会議・集会・研修等へ参加し、事業主・勤労者への周知・推奨を依頼する。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。 ④ 中退共の未加入事業主に対する説明会に参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図る。 ⑤ 上記で活用する媒体等を作成し、必要に応じて改良を加える。	つなげるため、資産形成のアドバイザーであるファイナンシャルプランナー等外部専門家に対しセミナーを開催するとともに、外部専門家が主催する会議・集会・研修等へ参加し、事業主・勤労者への周知・推奨を依頼する。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を開催する。 ④ 中退共制度の未加入事業主に対する説明会に参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図る。 ⑤ SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。 ⑥ 上記で活用する媒体等を作成し、必要に応じて改良を加える。		また、東京働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、財形持家融資等についての説明を行った。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を以下のとおり開催した。 ・東京都の事業所において、財形持家融資等の制度説明及び利用勧奨を行った。 ④ 中退共の未加入事業主に対する説明会に 23 回参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図った。 ⑤ X（旧 Twitter）及び Instagram で制度紹介を行った（計 4 回）。 ⑥ 最近の電話相談の内容やホームページの閲覧者の意見等を踏まえ、ホームページのよくある質問の内容の見直しを行った。	資金調達と貸付金利の設定方法の制約から、民間金融機関の変動金利型の住宅ローンとの間で貸付金利の金利差が拡大したこと。	
	（２）特別な支援を必要とする者への対応 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に	（２）特別な支援を必要とする者への対応 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に	（２）特別な支援を必要とする者への対応 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に	＜評価の視点＞ ・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し等に取り組んだか。	（２）特別な支援を必要とする者への対応 政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。	

	見直しを行いつつ、引き続き行うこと。 【指標】 ・中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。 ・一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。 [目標設定等の考え方] ・財形貯蓄件数が減少傾向にあることを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における「財形貯蓄件数の減少率」及び「新規申込件数／財形貯蓄件数の減少率」に基づき令和5年度の新規申込件数を算出した上で、令和6～9年度の新規申込件数は令和5年度の新規申込件数から財形貯蓄件数の減少率に従って減少するとして算出し、これらの数値を合計して指標を設定することとする。 ・前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとす	見直しを行いつつ、引き続き行う。	見直しを行いつつ、引き続き行う。				

	る。 ※説明会等の実施回数実績 2018（平成30）年度 24回、2019（令和元）年度 14回、2020（令和2）年度 4回、 2021（令和3）年度 24回、2022（令和4）年度実績見込 29回						
	3 財務運営 （1）自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。 （2）剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	＜評価の視点＞ ・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。	3 財務運営 中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、当該措置が財政状況に与える影響を考慮のうえ、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、当該措置が財政状況に与える影響を考慮のうえ、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。	

4. その他参考情報
特になし

				に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めたか。		る貸付条件の変更決定を2件行った。 令和7年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理とあわせて必要に応じた措置を講ずる等して効果的な回収、処理に努めた。 ○業務指導・監査 6件 ○リスク管理債権処理 件数 1件（完済1件、償却0件）	
--	--	--	--	---------------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共システム【再掲】 （２）建設業退職金共済制度の電子申請方式の利用促進【再掲】 （３）情報システムの整備及び管理 （４）手続の電子化 【指標】 （１）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 （２）建設業退職金共済制度の電子申請方式【再掲】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の 30％以上とすること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
	中期目標期間の最終年度までに、2022（令和4）年度予算額に比べて一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）の削減を行う。 【達成度】	一般管理費 15%以上削減 業務経費 5%以上削減	令和4年度予算額 一般管理費 180,607,000 円 業務経費 4,130,850,000 円	—	—	—	—	一般管理費 %削減 (円) 【】 業務経費 %削減 (円) 【】	
	中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応する【再掲】	設計・開発の着実な進捗管理を行い、順調に進捗させた。想定外の事態にも適切に対応した。							
	中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数の比率【再掲】	50%以上		—	—	—	—	%	
	同上【達成度】							【%】	
	中期目標期間中に掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合【再掲】	30%以上		5年度目標 6%	6年度目標 9%	7年度目標 12%	8年度目標 %	9年度目標 %	
	同上 【達成度】			4.97% 【83.3%】	6.40% 【75.8%】	9.78% 【73.8%】	% 【%】	% 【%】	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等	<評定と根拠> 評定：B 業務運営については、法人の長を中心に業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から、令和6年度に構築したテレワークシステムのさらなる利用を呼びかけ、テレワークの定着を図るとともに、会議資料のペーパーレス化に関し、システム整備を完了し、ペーパーレ	評定	B	
							自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「建退共の電子申請方式の利用促進」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、令和7年9月22日から新システムを稼働させた。また、電子ポイント方式の普及に向けて「金融機関サポート型」、「発注者推奨		

		職員の仕事と生活の両立等の観点から、働き方改革の推進に資するよう、職員の在宅勤務の実現可能性について検討を行い、実行可能な業務について、速やかにテレワークを実施する。	職員の仕事と生活の両立等の観点から、働き方改革の推進に資するよう、令和7年4月に開始するテレワークの定着を図る。				
	2 業務運営の効率化に伴う経費削減	2 業務運営の効率化に伴う経費削減	2 業務運営の効率化に伴う経費削減	< 定量的指標 > ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。		2 業務運営の効率化に伴う経費削減	
	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。		< 定量的指標 > ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。		2022（令和4）年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については54.2%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については3.0%の削減を行った。	
	【指標】						・①一般管理費 [定量的指標] 一般管理費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 目標値：15%以上削減 <参考>2025（令和7）年度実績値：82,785（千円） 54.2%削減 ②業務経費 [定量的指標] 業務経費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 目標値：5%以上削減 <参考>2025（令和7）年度実績値：4,006,532（千円） 3.0%削減

	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。						
	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表するこ	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<評価の視点> ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。	3 給与水準の適正化 機構の令和7年度における給与水準について検証を行い、令和8年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 当法人の給与水準は、対国家公務員指数の年齢勘案では113.4ポイントと国家公務員の給与水準を上回るものの、職員の勤務地が全員東京都特別区であり、また、職員の大卒者の割合が国家公務員と比較して高いことから、当法人の実態に近い比較指標である年齢・地域・学歴勘案との比較では、99.1ポイントと国家公務員指数を下回っている。	<評価の視点に対する措置> ・機構の令和7年度における給与水準について検証を行い、令和8年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 当法人の給与水準は、対国家公務員指数の年齢勘案では113.4ポイントと国家公務員の給与水準を上回るものの、職員の勤務地が全員東京都特別区であり、また、職員の大卒者の割合が国家公務員と比較して高いことから、当法人の実	

	と。					
	4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】 （1）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。	4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】 （1）中退共システム【再掲】 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行う。この間、想定外の事態にも適切に対応する。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組む。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進める。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図る。	4 業務の電子化に関する取組 （1）中退共システム【再掲】 中退共事業における中退共システムでは、プログラミング言語を刷新するとともに、システム構造を制度改正等に迅速かつ柔軟に対応し得るように見直す再構築プロジェクトを計画通りに完遂する （2026（令和8）年10月1日運用開始）ため、設計・開発業務においては、一連のテスト（連動テスト、システムテスト、受入テスト、強化テスト）のほか、リハーサルを含む本番移行準備、新しいシステム使用のための教育訓練等を実施する。また、システムテスト期間内に情報セキュリティテストを実施する。 2023（令和5）年10月に設計工程を開始し、2024（令和6）年11月に構築した基盤を設計・開発業者に引き渡したシステム基盤構築	＜評価の視点＞ ・中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。【再掲】 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発と、機器導入及び新システムへの移行に向けた準備の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態が生じた場合は適切に対応したか。【再掲】	4 業務の電子化に関する取組 （1）中退共システム【再掲】 中退共システム再構築については、システムテスト工程までを予定どおり令和7年9月に完了させ、10月から受入テスト工程を開始した。また、業務部門を対象に新システム利用に向けた教育訓練を実施した。 受入テスト工程では、業務部門にて各々の業務シナリオに沿ったシステム検証の実施や新しい業務画面の新旧同一性の確認を行うとともに、システム部門ではプログラム修正に係るレビューや受入テストの環境整備、システム運用等を実施した。 こうした中で、システム品質上の課題が顕在化する事態となったことから、受入テスト工程を延伸するとともに、品質管理体制を強化し、プロジェクトを着実に進捗させた。 この間、令和8年9月の最終移行へ向けて、同時期にシステム切り替えを実施する共通基盤システムや他システムを含めた横断的な最終移行計画、コンティンジェンシープランの検討を推進した。	態に近い比較指標である年齢・地域・学歴勘案との比較では、99.1ポイントと国家公務員指数を下回っている。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・新しい中退共システムの開発・テストを推進するとともに、新システムの円滑な利用開始に向けた業務部門に対する教育訓練等を実施し、再構築プロジェクトを着実に進めた。【再掲】 ・システムの品質問題が顕在化する想定外の事態となったが、速やかなスケジュールの見直しや品質管理体制の強化を行い、適切に対応した。 ・令和8年9月の最終移行に向けて、同時期にシステム切り替えを実施する他システムを含めた横断的な最終移行計画や、今後の不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの検討を推進した。【再掲】

			等業務（システム基盤構築、ツール開発、ハードウェア設置、データセンター等）では、上記のテスト、移行準備の支援を実施する。				
	（２）建設業退職金共済制度の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。	（２）建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を図る。 具体的には、事業者向けだけでなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などニーズに応じたオーダーメイド型の説明会の開催、電子申請専用の相談窓口を設け集中的に普及促進を図るモデル地区の設置、既存の共済契約者に対し、電子申請方式の利用者ＩＤを交付するような仕組みの構築をするとともに、申請件数の多い共済手帳の更新手続等について、オンラインを活用した仕組みで	（２）建退共の電子ポイント方式の利用促進等【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図る。	<評価の視点> ・建退共制度における確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図ったか。 【再掲】	（２）建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025 年（令和 7 年）9 月 22 日から新システムを稼働させた。 また、電子化に慎重な事業者や、電子化困難な事業所等については、より手厚いフォローアップが必要なことから、そのための支援メニューや支援体制の整備について検討を始めた。 その他、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業ＤＸ推進型」の４つの枠組みを活かした取り組みは、以下のとおり。 【金融機関サポート型】 ・金融機関において電子ポイント方式のパンフレット設置（全 22 行） ・常陽銀行と共催で掛金納付電子化セミナーを実施（全 4 回） 【発注者推奨型】 ・地方整備局が主催したＣＣＵＳ処遇改善推進協議会において、電子ポイント方式のメリット等を説明し、発注者側の理解を深めてもらうとともに電子ポイント方式の推奨を依頼した。 中部地方整備局（1/30） 東北地方整備局（2/12） 中国地方整備局（2/16） 関東地方整備局（2/19） 【地域企業リーダーシップ型】 ・宮城県庁、東北地方整備局、および宮城県建設業協会を訪問し電子ポイント方式の協力を依頼 【大手企業ＤＸ推進型】 ・大手特別共済契約者に対し、訪問等により電子ポイント方式の利用促進及び導入を依頼 ・電子ポイント方式未導入の大手特別共済契約者にヒアリングを行い、導入に向けた課題及び対策についての認識を共有 ・既に電子ポイント方式を導入している大手特別共済契約者に対し、導入までの経緯や取組及び現在の課題等についてヒアリングを実施 【再掲】	<評価の視点に対する措置> ・事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 ・通常開催 26 回（対面 0 回/Ｗｅｂ 19 回/対面+Ｗｅｂ 7 回）出席者数 1,953 名 ・支部独自開催 36 回（対面 33 回/Ｗｅｂ 1 回/対面+Ｗｅｂ 2 回）出席者数 894 名 ・元請企業・団体開催 6 回（対面 0 回/Ｗｅｂ 4 回/対面+Ｗｅｂ 2 回）出席者数 200 名【再掲】 <業務運営上の課題及び改善方策> 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の４つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。 <令和 6 年度業務実績評価結果の反映状況> 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイ	

	申請するシステムの構築を目指す。 あわせて共済契約者が保有する建設業許可番号等を活用することで、共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化を図る。 さらに、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）との更なる連携強化や就労実績報告作成ツールの機能改善を図る。 以上の取組により、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とするとともに、電子申請方式による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額（※）の30%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	イ 事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体の説明会参加対象者に対し、電子ポイント方式の概要や基本的な操作のほか、元請下請間の事務負担軽減を図るため建設キャリアアップシステムとのデータ連携など、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催する。 ロ 電子ポイント方式の普及促進を図るモデル地区において、同方式の普及促進活動を集中的に実施した2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、更なる効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検証する。 ハ 事務手続についても、より分かりやすく、かつ使いやすいオンラインを活用した仕組みで申請するシステムを導入する。 ニ 電子申請専用サイトにおいては、共済契約者からの意見を踏まえ、2025（令和7）年秋のリプレイスに	イ 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願（6/16） ・国土交通省宛後援名義使用許可願（7/25） <table><tr><td>・通常開催</td><td>26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）</td></tr><tr><td></td><td>出席者数 1,953名</td></tr><tr><td>・支部独自開催</td><td>36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回）</td></tr><tr><td></td><td>出席者数 894名</td></tr><tr><td>・元請企業・団体開催</td><td>6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回）</td></tr><tr><td></td><td>出席者数 200名</td></tr></table> 【再掲】 （電子ポイント方式利用促進のためのモデル地区における取組） ロ 2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、電子ポイント方式の更なる普及促進を図る為、また同方式の普及促進活動を集中的に実施することを目的とし、外部のコンサルティング会社に協力を仰ぎ、モデル地区の再選定に向けて打ち合わせを行い、効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検討した。【再掲】 ハ 令和7年9月22日にリニューアルされた電子申請専用サイトにおいて、ユーザーが見やすくかつ使いやすくする他、簡易的なエラーチェックを実施した上でオンライン申請ができるようにする等機能を備えた上で、9月30日からすべての手続きについて、オンライン申請を可能とした。【再掲】 （電子ポイント方式利用促進のためのシステム改善） ニ 共済契約者からの意見を踏まえ、利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。主な改善点は以下のとおり。 ・就労報告からポイント充当処理までをW e b上で完結 ・ＣＣＵＳの工事情報及び就労報告の連携をW e b上で完全連携 ・就労報告及びＣＣＵＳ連携における処理完了までの期間を短縮	・通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）		出席者数 1,953名	・支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回）		出席者数 894名	・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回）		出席者数 200名	トの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働した。また、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業D X推進型」の4つの枠組みを活かした取り組みを実施した。また、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を実施しポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。 【再掲】	
・通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）																
	出席者数 1,953名																
・支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回）																
	出席者数 894名																
・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回）																
	出席者数 200名																

		向けて利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行う。 また、デモサイトを用いた操作説明会を開催するなど、リプレーンスに合わせて支部及び共済契約者に周知を図る。 ホ 電子ポイント方式の普及拡大に向けて、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策を検討する。 以上の取組により、2025（令和7）年度中に電子ポイント方式による掛金の原資（退職金ポイント）の額を掛金収入額（※）の12%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）		また、CCUSとの更なる連携強化を図るため、CCUSを運営する（一財）建設業振興基金との連携会議を定期的実施した。 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。【再掲】 ・通常開催 26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回） 出席者数 1,953名 ・支部独自開催 36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回） 出席者数 894名 ・元請企業・団体開催 6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回） 出席者数 200名 【再掲】 ホ 電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を以下のとおり実施した。 ・対象期間 令和7年10月から令和8年3月 ・対象者 退職金ポイント購入を行った全ての共済契約者 ・ポイント還元内容 対象期間内に購入された退職金ポイントの2%（CCUSとのデータ連携を行う工事においては5%） ポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。【再掲】 以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和7年度3月時点において9.78%となった。【再掲】		
（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システ	（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システ	（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO	＜評価の視点＞ ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う	（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、2023（令和5）年度にPMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））として設置したPMO・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理を行うとともに、機構内のシステムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））が情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、2023（令和5）年度にPMOとして設置したPMO・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理を行うとともに、機構内のシステムの整備及	

	ムの適切な整備及び管理を行うこと。	ムの適切な整備及び管理を行う。	(Portfolio Management Office (全体管理組織))において、適切な予算管理、進捗管理等を行うとともにP J M O (Project Management Office (プロジェクト推進組織))が情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援する。	とともに、P M Oにおいて、適切な予算管理及び進捗管理等を行ったか。		び管理をを行うP J M Oが情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援した。	
	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うP J M O (Project Management Office (プロジェクト推進組織))を支援するため、P M O (Portfolio Management Office (全体管理組織))の設置等の体制整備を進めること。また、各種の申請手続について保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、オンライン化を進めること。 【指標】 （１）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うP J M O (Project Management Office (プロジェクト推進組織))を支援するため、P M O (Portfolio Management Office (全体管理組織))の設置等の体制整備を進める。また、手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化の	（４）手続の電子化 手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化する。	＜評価の視点＞ ・手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化を実現したか。	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うP J M Oを支援するため、P M O・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理等を行った。 また、手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vを活用し令和7年12月までにオンライン化を完了した。 令和7年9月22日にリニューアルされた電子申請専用サイトにおいて、ユーザーが見やすくかつ使いやすくする他、簡易的なエラーチェックを実施した上でオンライン申請ができるようにする等機能を備えた上で、9月30日からすべての手続きについて、オンライン申請を可能とした。【再掲】	＜評価の視点に対する措置＞ ・手続について、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用し、2025（令和7）年12月にオンライン化を完了した。	

	和8) 年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 (2) 建設業退職金共済制度の電子申請方式 【再掲】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 【目標設定等の考え方】【再掲】 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。 ・建設業退職金共済制度の電子申請方式について、電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請	導入を実現する。					
--	---	----------	--	--	--	--	--

	方式の利用者 I Dを交付する仕 組みを構築する ことを通じて利 用促進を図ること等を考慮し、 指標を設定する。						
	【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要がある						

	ことから、困難度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。						
	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせ	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に	＜評価の視点＞ ・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。 ＜評価の視点＞ ・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/25 ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。競争性のない随意契約及び前回の同種の入札において一者応札・応募であった調達案件等については、調達等合理化検討チームに調達の内容等に関する事前説明を行い、点検を受けた（27 件）。また、契約監視委員会（6/11、12/24 実施）等を通じて、契約の適正な実施についても点検を受けた。 なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を下記のとおりホームページに公表した。 ・令和 6 年度第 4 ・四半期（5/13） ・令和 7 年度第 1 ・四半期（8/12） ・令和 7 年度第 2 ・四半期（11/10） ・令和 7 年度第 3 ・四半期（2/12） （添付資料② 調達等合理化計画）	＜評価の視点に対する措置＞ ・2025（令和 7）年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チームに事前に説明を行うとともに自ら点検・見直しを行うことにより、「令和 7 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・外部有識者による契約監視委員会を 2 回開催し、2025（令和 7）年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容はおおむね適正であるとの意見を得ている。	

	ず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	ず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。 中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	ず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。 2025（令和７）年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	<評価の視点> ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。 <評価の視点> ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	（２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 2025（令和７）年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないために、十分な公告期間、履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。 ・第４期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件 ・令和７年４月～令和８年３月における一者応札の件数 18 件 （３）業務監査（5/29、9/25（書面開催）、12/5、2/20（書面開催）実施）、会計検査（12/18、12/19 実施）による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	<評価の視点に対する措置> ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 <評価の視点に対する措置> ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	
--	--	---	--	---	---	---	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 5 (1) 累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 5 (1) 累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標をとるべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 5 (1) 累積欠損金の処理」とおり経費の削減を継続する。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標をとるべき措置」で定めた事項を考慮して作成した令和7年度予算に基づき、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。		第3 財務内容の改善に関する事項 【林退共】 令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、2022（令和4）年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を踏まえた2025（令和7）年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など） 一般管理費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 2025（令和7）年度実績値：82,785（千円） 54.2%削減 業務経費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 2025（令和7）年度実績値：4,006,532（千円）3.0%削減	＜評定と根拠＞ 評定：B 【林退共】 ・令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 中期目標・中期計	評定	B	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

				<定量的指標> ・「累積欠損金解消計画」に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。【再掲】		画に定める経費節減目標を達成するため、2022（令和4）年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費9％減及び業務経費3％減とした令和7年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など） これらを踏まえ、B評価とする。	
				<評価の視点> ・令和2年11月に策定した		【林退共】 ・令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 【再掲】	
						<評価の視点に対する措置> ・令和7年度の決算では、資産運用にお	

				「累積欠損金解消計画」に沿って経費の削減を実施し、着実な累積欠損金の解消に努めたか。 【再掲】		いて国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きき寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 【再掲】	
				<評価の視点> ・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。		<評価の視点に対する措置> ・中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和4年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%以上減及び業務経費5%以上減とした中期計画予算を踏まえた令和7年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4－1		1 ガバナンスの徹底 2 人事に関する事項							
当該項目の重要度、難易度		【重要度 高】 1 ガバナンスの徹底 （1）内部統制の徹底 （2）情報セキュリティ対策の推進等 （3）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 （理由） 法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度を高とする。			関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項		第4 その他業務運営に関する重要事項	＜評定と根拠＞ 評定：B ガバナンスについては、以下の3つの取組を通じて徹底した。 ○内部統制について、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、毎月の理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングしてPDCAサイクルを適切に機能させるとともに、監事による監査や、左欄 ①～⑥の各委員会の有識者委員による助言等の外	評定	B	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

						部モニタリング等に基づき有効な内部統制を図った。特に、統制が急務である個人情報を取り扱う業務について、令和6年度に作成したC S A手法によるリスク管理表を更新し、内部統制の更なる強化を図った。 ○情報セキュリティについて、対策基準の改定等や各種研修・訓練により、迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図る等、情報セキュリティ対策の改善やリスク管理体制の強化を図った。 ○事業及び制度の改善・見直しに向けた取組について、厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を実施している。また、建設業退職金共済制度における複数掛金制度の導入等、特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて関係省庁に情報を提供した。 これらを踏まえ、B評価とする。	
--	--	--	--	--	--	--	--

1 ガバナンスの徹底 【重要度 高】 （１）内部統制の徹底 通則法によりガバナンスの強化が求められたことを踏まえ、内部統制を徹底すること。具体的には、統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等を図るとともに、統制活動として、責任の所在の明確化の徹底を図ること。 中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保すること。 大量の個人情報適切に管理するため、個人情報の保護に関す	1 ガバナンスの徹底 【重要度 高】 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いた上で、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、特に以下の事項を重点に、内部統制を更に強化する。 ・統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底、施策の失敗を総括して成功に導く組織文化の定着を図る。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保する。 ・統制活動として、文書決裁ル	1 ガバナンスの徹底 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いたうえで、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、特に以下の事項を重点に、内部統制の更なる強化を図るため、以下①～⑥の体制で取り組む。 ・統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底、施策の失敗を総括して成功に導く組織文化の定着を図る。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ	＜評価の視点＞ ・内部統制各種の仕組みに基づき有効な内部統制を図ったか。	1 ガバナンスの徹底 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いた上で、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下①～⑥の体制で取り組んだ。 ・統制環境について、業務遂行上のリスクに対する不断の備えを行い、インシデント発生時には、原因の解明、再発防止策の策定を速やかに行うとともに、理事会での報告を通じて機構内の情報共有を図ることで、統制環境の向上を図った。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置き、引き続き、毎月の理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングしてPDCAサイクルを適切に機能させるとともに、監事による監査や、独法通則法改正に伴うガバナンス体制強化のために設置した左欄 ①～⑥の各委員会の有識者委員による助言等の外部モニタリング等に基づき有効な内部統制を図った。 特に、機構のリスク・マップの更新を行うとともに、統制が急務である個人情報を取り扱う業務についても令和6年度に作成したCSA手法によるリスク管理表を更新し、内部統制の更なる強化を図った。	
--	---	--	--	--	--	--

	る法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底すること。	ールの徹底を始めとした責任の所在の明確化の徹底を図る。 ・機構が大量の個人情報を国民から託されていることを念頭に置いた上で、個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底する。加えて、システム投資案件については情報セキュリティの観点からの検討を行う。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	効果的な組織運営を確保する。 ・統制活動として、文書決裁ルールの徹底を始めとした責任の所在の明確化の徹底を図る。 ・機構が大量の個人情報を国民から託されていることを念頭に置いた上で、個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底する。加えて、システム投資案件については情報セキュリティの観点からの検討を行う。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。 ① 資産運用委員会 当機構のガバナンス強化策の	・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。	・統制活動について、機構の重要な意思決定は引き続き文書決裁を徹底し、責任の所在を明確にした。 ・個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底した。また、各種規程の見直しの必要性について検討し、適時適切に見直し、会議等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。	① 資産運用委員会 資産運用に関する重要事項を随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。	・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程の見直しの必要性について検討するとともに、業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、会議等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。	
--	--	--	--	--	---	--	--	--

		一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。 資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。 審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。 ② 情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会では、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティに関する総括を行い、問題意識の共有と施策の策定を行う。 委員会にはC	資産運用委員会を5回（4/22、6/10、9/12、12/25、2/19）開催したほか、メール報告もあわせて、余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び運用結果を報告した。 令和6年度の資産運用に関する評価報告書において、「環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に則し、運用の目標を踏まえて適切に実施されている」との評価を受けた。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 審議内容について、資産運用委員会議事要旨（令和6年度第5回及び令和7年度第1～第4回）を公表した。 ② 情報セキュリティ委員会 ・第29回情報セキュリティ委員会（3/2 書面開催）において、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定等について審議を行い、了承を得た。 ・第30回情報セキュリティ委員会（3/31 書面開催）において、令和7年度情報セキュリティに係る対策推進計画にかかる実施状況報告（標的型メール訓練及び自己点検の実施結果を含む）を行い、また、令和8年度情報セキュリティに係る対策推進計画及び内部監査計画書の策定について審議を行い、了承を得た。		
--	--	--	--	--	--

		I O補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。 ③ 情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。 あわせて、C I O補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。 ④ PMO・システム化委員会 PMO・システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握するとともに、各プロジェクトの進捗状況について管理を行う。		③ 情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会を開催し、以下について審議を行った。また、これらについて有識者から助言を受けた（3/13）。 ○C I O補佐官年次活動実績報告 ○情報セキュリティ対策における状況報告 ○情報セキュリティに係る対策推進計画 ○サイバーセキュリティのための対策基準の改定 ○インターネット関連システムの更改 ○中退共電算システムの再構築の進捗状況・予定 ○中退共申請・届出オンライン化 ○建退共電子ポイント方式 ④ PMO・システム化委員会 C I O補佐官を委員に加えた令和7年度第1回PMO・システム化委員会（8/29）、令和7年度第2回PMO・システム化委員会（1/8）を開催し、以下について審議を行った。 ・第5期中期目標期間におけるシステムの新規追加案件等を確認した。 ・必要経費予定額について、令和7年度10月1日時点の状況としては第5期中期目標期間予算の範囲内に収まっているが、中退共事業等勘定では年度後半にも追加費用の発生が見込まれ不足が生じる見込みであるところ、事業目的達成のため必要なものであることから、令和7年度予算実施計画を変更し対応すること等を確認した。 ・情報システムの整備及び管理を行うP J M Oを支援するため、P J M Oの進捗管理を行い、各P J M Oの状況についてより詳細な共有を図った。	
--	--	---	--	--	--

		⑤ リスク管理・コンプライアンス体制 機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）における管理・評価に加え、個人情報取扱業務については、事務単位で内在するリスクを捉えた統制を行うため、担当部門が自らリスクの検討及びモニタリングを行うC S A（Control Self Assessment（統制自己評価））手法に基づき作成したリスク管理表に基づく管理・評価を行う。 また、法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会で審議すべき事項が生じた場合には、同委員会を開催し、客観的・専門的見地に立った助言を受けるとともに、最新のリスク・マップ及びリスク管理表についての検証を行う。 ⑥ 統制活動、モニタリング体制 統制活動として、文書決裁ルール of 徹底をはじめとした責任の所在の明確化	⑤ リスク管理・コンプライアンス体制 ・機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）について、環境変化に伴う新たなリスクの追加や、それに伴う対応策の実施などを踏まえ、リスク項目・リスク度合い等に関するリスク・マップの更新を行った。 ・特に統制が急務である個人情報を取り扱う業務については、令和6年度に作成したC S A（統制自己評価）手法によるリスク管理表の更新を行った。 ・法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会を書面開催（3/19）し、リスクの全体像を整理するために新たに作成したリスク概観図、更新後のリスク・マップ及びC S A手法によるリスク管理表等について審議を行った。また、これらについて外部有識者委員から客観的・専門的見地に立った助言を受けた。 ・迷惑行為への対応として、相談窓口に防犯カメラ等を設置（10/31）したほか、執務室の避難経路を整備（11/22）し、迷惑行為の抑止と緊急時の安全確保を図った。 ⑥ 統制活動、モニタリング体制 ・文書決裁の適正化についてメールで再周知を行った（5/15）。 ・建設業退職金共済約款、理事会規程、組織規程、文書決裁規程、就業規則、給与規程、内国旅費規程等について、理事（5/12、5/30、6/30、9/30、10/31、1/8、1/30、3/30）にて認識の共有を図った上で、見直しを行った。 ・引き続き、理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、P D C Aサイクルを適切に機能させた。		
--	--	--	--	--	--

		を図るとともに、業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。 各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。 中期計画・本計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてモニタリングすることに加え、業務運営・推進会議を開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、PMO・システム化委員会において検討を行う。 支部・各コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。 なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に	・理事会において、中期計画及び年度計画の進捗状況等を月次でモニタリングした。 ・業務運営・推進会議を開催し、令和6事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「令和6事業年度業務実績等報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6/30）。 ○第1回業務運営・推進会議（4/18、4/21） 機構内各部署に係る令和6事業年度実施報告に基づき審議 ○第2回業務運営・推進会議（6/13 書面開催） 機構の「令和6事業年度業務実績報告書（案）」に基づき審議 ○第3回業務運営・推進会議（11/18、11/19） 令和7事業年度計画に係る上半期進捗状況及び要因分析等の報告、下半期の実行計画について審議。 ・過去の実績（事業を取り巻く環境変化及び変化への対応）を総括し、機構の使命を踏まえた上で、令和8事業年度計画を策定した。 ・情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、PMO・システム化委員会において検討を行った。 ・個人情報等の保護に関し、個人情報保護委員会の実地検査（7月）を受け、指摘事項について必要な改善を行った。 ・財務諸表の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（6月）。また、監査法人による前事業年度の期末監査を、4月から6月にわたって受け、監査報告書を受領した。 ・業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（7月、11月）。あわせて、建退共支部業務の執行状況について、監事から監査を受けた。 - 広島県支部（10/17）、京都府支部（10/24） 内部監査計画書に基づき、以下のとおり実施し、問題の把握・分析と対応策の検討を行った。 ○内部統制等 ・個人情報保護委員会の実地検査（7月）に関する「検査結果通知書（指導）」に対する改善状況に係る監査（1/7） ・建退共・清退共・林退共都道府県支部に対する業務執行状況・個人情報・情報セキュリティ対策等に係る監査（2/4～3/17） 対象支部：関東ブロック9都県（建退共東京都支部、神奈川県支部及び埼玉県支部に対しては実地監査を実施） ・調達に関する相互牽制体制に係る監査（3/11） ・少額随意契約に係る監査（3/11） ・旅費の執行状況等に係る監査（3/18、3/25） ○情報セキュリティ関係 ・PC及びUSB等記録媒体の保有・管理状況に係る監査（7/7～7/28） ・機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の遵守状況について（1/23～3/17） ○業務執行状況 ・建設業事業部に対する業務執行状況に係る監査（9/19～9/29） ・過去のインシデント事案の対応状況に係る監査（9/22） ・清酒製造業・林業事業部に対する業務執行状況に係る監査（1/21、1/22） ・加入・履行促進事業部に対する業務執行状況に係る監査（1/26、1/27） ○令和6年度監査フォローアップ（9/22、1/13、2/24、3/25） なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応できるよう、厚生労働省と密に連携して業務を行った。	
--	--	--	--	--

	（２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図ること。 また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図る。	（２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図る。 また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図る。 さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサ	対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報と現状認識、問題意識の共有を図る。 （２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図った。 ・システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図った。 ・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図った。	（２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施した。 ・機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準（以下、対策基準）等の改定を行った（令和8年3月6日改定）。 【運用面】 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。毎週実施当日には、全役職員に当該措置のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報を入手するとともに、委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行うことで、リスク管理体制の強化を図った。 ・令和7年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○NCO（旧NISC）勉強会（4/24、4/25、9/25、9/26、オンライン開催） ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（5/22） ○情報セキュリティ対策推進連絡会議（6/20、厚生労働省主催、オンライン開催） ○第二GSOC報告会（8/5、1/19、オンライン開催） ○「IT調達申合せ」担当者説明会（10/23、NCO（旧NISC）主催、オンライン開催） ○全役職員に対し、eラーニングによる情報セキュリティ研修（11/18～12/26） ○職員の情報セキュリティへの意識向上を目指し、標的型メール攻撃に対する教育訓練の実施（11/19～12/8、3/4） ○令和7年度インシデントハンドリング研修（11/28、NCO（旧NISC）主催、オンライン開催） ○インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練の実施（12/3実施、厚生労働省主催） ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/13～1/23） ○CSIRT担当者会議（2/20、NCO（旧NISC）主催、オンライン開催） ○厚生労働省主導によるペネトレーションテストを受検（3/2～3/6） ○全役職員に対し、総務課職員講師による内部事例を活用した個人情報保護に係る研修（3/3～3/4）	＜評価の視点に対する措置＞ ・対策基準の改定等を行うとともに、インシデントハンドリング研修、NCO（旧NISC）勉強会等への参加、インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練、インシデント発生時におけるLANケーブルの抜線訓練、標的型攻撃メール訓練等を実施し、迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図った。 ・ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報を入手するとともに、委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行うことで、リスク管理体制の強化を図った。 ・セキュリティ対策の実施状況の把握及び今後の改善について、監事監査、内部監査の結果を踏まえた対応や、情報セキュリティ有識者委員会、情報セキュリティ委員会において	
--	---	--	---	--	--	--

	ること。 さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	イクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。具体的には、監事監査及び監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。	イクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。具体的には、監事監査及び監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。		なお、実施状況については、監事監査（実施方法等を令和6年度から改善）及び監査室による内部監査のほか外部委託による情報セキュリティ監査、情報セキュリティ有識者委員会なども活用して検証し、その結果を踏まえ、対策の見直しを進めた。	当年度の実績報告及び令和8年度の対策推進計画を審議する等により、対策の見直しを進めた。	
	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ず	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずる。	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずる。	＜評価の視点＞ ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等発生時における事業継続性強化のための対策を講じているか。	② 災害時等における事業継続性の強化 ・災害時等の事業継続性強化のため、役職員の安否確認訓練を行った。訓練は出社時以外の状況を想定し、組織内の端末を使用せずに安否報告を行うことを徹底する等、より現実に即した内容とした（9/25）。 ・消防計画上の自衛消防訓練を実施した（11/6）。 ・引き続き災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、システムバックアップや各業務のデータバックアップとその外部保管を行った。一般の中小企業退職金共済事業における支払指図関連データの遠隔地への転送を実施し（毎営業日）、また、非常時に大阪コーナーで転送データを利用する訓練については、大阪コーナーへ本部職員が出張して3回実施した（6/13、9/19、12/11）。	＜評価の視点に対する措置＞ ・災害時等の事業継続性強化のため、より現実に即した役職員の安否確認訓練を行った。また、消防計画上の自衛消防訓練を実施した。 - さらに、引き続き災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、システムバックアップや各業務のデータバックアップとその外部保管を行った。また、中退共においては、支払指図関連デー	

	ること。					タの遠隔地への転送及び転送データを利用する訓練を実施した。 これらにより、事業継続性強化のための対策を講じた。	
	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。 特に、令和２年度の特定期間退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期間退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。 また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供する。 特に、2020（令和２）年度の特定期間退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期間退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずる。 また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を行う。 特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて引き続き厚生労働省に情報を提供する。 また、財産形成促進事業における制度等の改善・見直しの検討に資するよう、必要に応じて引き続き厚生労働省に情報を提供する。 さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供する。	＜評価の視点＞ ・中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証や、特定業種退職金共済制度のあり方についての検討などに必要な情報の提供を適切に行ったか。	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を実施している。 建設業退職金共済制度については、2024（令和６）年度に実施した財政検証の結果を踏まえ、関係法令の改正によって2026（令和８）年度10月を目途に予定運用利回りの引上げが予定されていることに伴い、周知広報及びシステム改修等、必要な対応の準備を行った。また、建設業退職金共済制度における複数掛金制度の導入等、特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて関係省庁に情報を提供した。 また、財産形成促進事業については、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を実施している。 また、建設業退職金共済制度における複数掛金制度の導入等、特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて関係省庁に情報を提供した。	

	次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。 さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。	情報を収集し、厚生労働省に提供する。 さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供する。					
	【重要度 高】 法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報を保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度を高とする。						
	2 人事に関する事項 ・令和元年に策定した人材の確保・育成に係る方針に基づき、人材の確保・育成や職員の士気	2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組む。 ① 新規採用ではPR手法・選考方法の工夫に	2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組む。 ① 新規採用ではPR手法・選考方法の工夫に				
				2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組んだ。 ① 新規採用では、機構が求める有為な人材を確保するため、募集案内と併せて機構紹介動画を機構ホームページ及び就職情報サイト「マイナビ」に掲載することで幅広く募集を行い、25名を新規採用した（10月1名、4月24名）。			

	の向上に引き続き取り組むとともに、必要に応じ、同方針の見直しを行うこと。 ・資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進すること。	より、有為な人材の確保に努める。 ② 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門において、処遇体系その他雇用環境の整備をしつつ、必要な人材を採用する。その他必要な人材を中途採用し得るよう、職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討する。 ③ 育成については、引き続き人材の確保・育成に係る方針に基づき、専門的、実務的な研修等の実施、多様なポストを経験させるための積極的な人事異動等を行う。さらに、資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門においては、外部専門家との議論等を通じた育成を図る。 ④ ダイバーシティの推進について、2025（令和7）年度末に役員6名のうち2名を女性にすること及び管理職の女性割合を30%にすることを目標として、女性職員の採用	より、有為な人材の確保に努める。 ② 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門において、処遇体系その他雇用環境の整備をしつつ、必要な人材を採用する。その他必要な人材を中途採用し得るよう、職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討する。 ③ 令和7年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 実施回数 ：47回 延べ参加人数：1,762人 うち基本研修 18回 1,681人 うち実務研修 29回 81人 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和7年度中に機構職員のうち9.1%の人事異動を行った（7/1、10/1、4/1）。 資産運用部門については、中堅・若手向けOJTを中心に、外部研修の積極的な受講等を通じて人材育成を進めたほか、システム部門においても中退共システムの再構築に係る全体工程管理等におけるコンサルタントとの協働を通じたITリテラシー等の強化によりIT人材の育成に繋がった。 ④ 2025（令和7）年度末において、役員については6名のうち3名を女性とし目標を上回ったが、管理職の女性割合は22.0%となっているため、引き続き同目標の達成に向けて女性幹部候補者の育成、登用を進めている。障害者雇用については、独立行政法人における法定雇用率2.8%に対して3.11%を確保しており（令和7年6月1日現在）、人事部門と配属部門とが連携し、定期的な面談を行う等定着のためのきめ細やかな対応を行った。		
--	---	--	---	--	--

		を積極的に行うとともに幹部候補者の育成を進める。障害者の積極的な採用を進めるとともに、人事部門と配属部門とが連携し、定着のためきめ細やかな対応を行う。	を積極的に行うとともに幹部候補者の育成を進める。障害者の積極的な採用を進めるとともに、人事部門と配属部門とが連携し、定着のためきめ細やかな対応を行う。				
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

	① 機構総括 別紙－８のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 －９のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 －１０のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 －１１のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 －１２のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－１３のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 －１４のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－１５のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 －１６のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 －１７のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 －１８のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 －１９のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－２０のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 －２１のとおり 第6 短期借入 金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業	① 機構総括 別紙－８のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－９ のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－１０ のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－１１ のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－１２ のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－１３のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－１４ のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－１５のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－１６ のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－１７ のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－１８ のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－１９ のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－２０のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－２１ のとおり 第6 短期借入金 の限度額 1 限度額 ① 中退共事業に	由を明らかに し、その理由は 合理的なものだ ったか。 <評価の視点> ・短期借入金の	第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業、② 建退共事業、③ 清退共事業、④ 林退共事業における借入実	<評価の視点に対する 措置> ・短期借入金について	
--	--	---	--	--	---	--

	においては 20 億円 ② 建退共事業 においては 20 億円 ③ 清退共事業 においては 1 億円 ④ 林退共事業 においては 3 億円 ⑤ 財形融資事 業においては 305 億円 ⑥ 雇用促進融 資事業におい ては 0.1 億 円 2 想定される 理由 ① 予定してい た掛金等収入 額の不足によ り、一時的に 退職金等支払 資金 の支出 超過が見込ま れる場合に、 支払いの遅延 を回避するた め。 ② 財産形成促 進事業におい て資金繰り 上、発生する 資金不足への 対応の た め。 ③ 運営費交付 金の受入の遅 延等による資 金不足に対応 するため。 ④ 予定外の役 職員等の退職 者の発生に伴 う退職手当の 支給等の出費 に対応するた	おいては 20 億円 ② 建退共事業に おいては 20 億円 ③ 清退共事業に おいては 1 億円 ④ 林退共事業に おいては 3 億円 ⑤ 財形融資事業 においては 305 億円 ⑥ 雇用促進融資 事業においては 0.1 億円 2 想定される理 由 ① 予定していた 掛金等収入額の 不足により、一 時的に退職金等 支払資金の支出 超過が見込まれ る場合に、支払 いの遅延を回避 するため。 ② 財産形成促進 事業において資 金繰り上、発生 する資金不足へ の対応のため。 ③ 運営費交付金 の受入の遅延等 による資金不足 に対応するた め。 ④ 予定外の役職 員等の退職者の 発生に伴う退職 手当の支給等の 出費に対応する ため。	限度額を超えな かったか。ま た、借入を行う 理由は適切であ ったか。	績はなかった。 ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金とし て、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 58 億円（令和 7 年 6 月 27 日～6 月 30 日） 113 億円（令和 7 年 9 月 22 日～9 月 26 日） 127 億円（令和 8 年 3 月 23 日～3 月 26 日） ⑥ 雇用促進融資事業における借入実績はなかった。 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過 が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するた め。	は、財形融資事業にお ける資金繰り上発生し た資金不足に対するつ なぎ資金として、借入 限度額の範囲内で、借 入を行った。	
--	--	---	--	--	--	--

	め。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 積立金の処分に關する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 積立金の処分に關する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進	＜評価の視点＞ ・財形勘定における決算において剰余金が発生し目的積立金として積み立てた際には、適切に執行しているか。 ＜評価の視点＞ ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 剰余金は発生しているものの、目的積立金として積み立てていないため実績なし。 第9 積立金の処分に關する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおりの業務に充てた。 <table><tr><td>①</td><td>清退共事業等勘定</td><td>給付経理</td><td>33,051,345 円</td></tr><tr><td>②</td><td>清退共事業等勘定</td><td>特別給付経理</td><td>1,247,885 円</td></tr></table>	①	清退共事業等勘定	給付経理	33,051,345 円	②	清退共事業等勘定	特別給付経理	1,247,885 円	＜評価の視点に対する措置＞ ・剰余金は発生しているものの、目的積立金として積み立てていないため実績なし。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てた。	
①	清退共事業等勘定	給付経理	33,051,345 円											
②	清退共事業等勘定	特別給付経理	1,247,885 円											

		進事業 ④ 雇用促進融 資事業	事業 ④ 雇用促進融 資事業				
--	--	-----------------------	----------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	448,562	448,562	448,562		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	190,386	103,165		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

清酒製造業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	2,616	2,556	2,519		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	20	-		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

財形勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	14,246	14,246	14,246		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	281	451		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

建設業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	73,863	73,863	73,863		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	27,751	14,130		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

林業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	-	-	-		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	113	-		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

雇用促進融資勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	187	187	187		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	47	121		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	28	28	27		
うち年度末残高（b）	-	0	0		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.00％	0.00％	0.00％		